

出國報告：考察

考察日本公共工程防災對策、安全衛生 輔導及代行檢查之行政法人制度

服務機關：行政院勞工委員會

姓名職稱：傅還然 處長

林熾昌 顧問

姚自強 科長

服務機關：行政院公共工程委員會

姓名職稱：黃英 研究員

派赴國家：日本

出國期間：93年12月19日～12月23日

報告日期：94年5月

序言

日本公共工程防災政策及獨立行政法人制度，修正後多年運作實務與成功經驗，民間有能力作的就交給民間來執行，民間尚不具備能力、技術者，則由國家來執行，須有公正之第三者執行，性質上屬於服務者則由獨立之公法人來執行，此為現代國家萬能政府的真諦。

為降低我國公共工程職業災害及規劃未來勞動檢查制度之變革，從日本建設業勞動災害防止協會的成功經驗，政府應經由法律授權或財務奧援，支持扶植一個強大有能力的防災團體，從事有關勞動安全意識提升、中小企業安全協助的服務；從日本高壓氣體保安協會以超越政府為自許，考量危險性機械、危險性設備可能造成的重大災害、必須持續提升檢查技術、維持穩定的檢查品質、讓我們深深感覺有必要成立類似獨立公法人，專責從事技術研發、檢查及教育宣導業務。

面對降低公共工程災害策略上遭遇瓶頸，應從協助公共工程主辦單位建立自主的安全管理規範，納入工程合約成為附屬契約，經由履約過程維持一定的安全水準，當然發生歸責施工單位引起的重大災害，造成第三人或勞工受傷，應增納入政府採購法第 101 條第 1 項規定內，限制施工單位於一定期間內承攬工程，才有助於促進營造業者加速建立自己的工安文化以維護商譽，於投標階段就規劃安全管理計畫，再經由安全管理組織落實於施工階段。其次，從勞工安全衛生法內建立工程發包單位契約，不得訂定有妨礙施工安全的義務，參考日本大型營造企業的安全管理經驗，像日本降低工程災害的成果應指日可達。

目錄

摘要-----	I
目錄-----	II
圖目錄-----	III
表目錄-----	IV
第一章 前言-----	1
第一節 考察緣起-----	1
一、降災策略遭遇瓶頸-----	1
二、急待行政法人突破瓶頸開新局-----	2
三、預估考察效益-----	3
第二節 考察規劃與行程-----	3
一、考察規劃難題與解決-----	3
二、考察行程-----	5
第二章 考察過程與內容-----	7
第一節 日本建設業勞動災害防止協會-----	7
一、成立依據-----	7
二、協會業務-----	8
三、協會組織-----	9
四、會務特色-----	9
第二節 日本土木工業協會-----	13
一、協會成員、組織-----	13
二、土工協之年度安全衛生計畫-----	14
三、公共工程承攬契約中有關安全管理規定-----	16
四、公共工程主要發包機關的施工安全規範-----	18
五、公共工程施工階段有關安全衛生管理措施-----	19
第三節 日本高壓氣體保安協會-----	23
一、協會組織變遷-----	23

二、會務特色-----	26
第三章 考察心得	
第一節 日本公共工程防災對策-----	29
一、施工安全管理規範成為契約的一部分-----	29
二、雇主團體內部設置安全衛生委員會，規劃同 業共同防災願景-----	29
三、歸責施工單位引起之重大災害、職業災害， 應限制其一定期間承攬工程-----	29
第二節 中小企業工地安全衛生輔導-----	29
一、為扶植民間外圍防災團體-----	29
二、政府與民間共同規劃及執行防災計畫-----	29
三、訂定國家之職業安全衛生管理系統指針-----	30
四、讓民間防災團體成為政府防災活動的夥伴-----	30
第三節 代行檢查之行政法人制度-----	30
一、高壓氣體安全技術無專責研發，管理單位-----	30
二、特殊公法人制度值得參考-----	31
三、危險性機械、設備檢查宜有長期專責檢查單位-----	31
第四節 本次考察其他心得-----	31
一、平時仍須加強國際交流-----	31
二、出國前對考察議題多做準備工作-----	32
第四章 建議事項-----	34
附錄	
附圖-----	34
附表-----	56
附錄一：日本勞動災害防止團體法-----	59
附錄二：建設業勞動災害防止實施計畫（平成 15 年）-----	76
附錄三：日本土木工程協會／2005 年安全衛生計畫-----	79

圖目錄

- 圖 1 90 年—93 年四年計畫實施後營造災害比較圖 ----- 1
- 圖 2 公共工程工作場所職災死亡人數佔營造業職災死亡
人數比例-----
- 圖 3 高鐵工程工作場所重大職災死亡人數按季趨勢圖
- 圖 4 日本政府組織改造之新省廳體制（朝日新聞）
- 圖 5 日本產業安全衛生總合會館
- 圖 6 傳處長代表本會感謝建災防協助本會檢查員之研修指導
- 圖 7 日本 2003 年各產業災害死亡災害狀況
- 圖 8 日本建設業勞動災害防止協會組織體系
- 圖 9 日本 2005 年建設業勞動災害防止計畫（封面）
- 圖 10 日本 2005 年建設業勞動災害防止計畫內容（目錄）
- 圖 11 建災防發行之「建設安全」月刊及舉辦日本全國建設業
勞動災害防止大會
- 圖 12 2004 年 9 月「建設安全」介紹台北 101 大樓工程安全管理
- 圖 13 製作精美之營造業安全衛生促進活動海報（一）
- 圖 14 製作精美之營造業安全衛生促進活動海報（二）
- 圖 15 建設業安全衛生教育訓練中心課程日程表
- 圖 16 隧道搶救作業主管、挖土機操作人員訓練情形
- 圖 17 調查研究成果發展編訂為技能研習教材例
- 圖 18 實施促進政府委託事業之安全衛生自主管理所編教材
- 圖 19 建災防推動建設業勞動安全衛生管理系統架構
- 圖 20 日本土木工業協會常務理事中村 勉代表介紹該協會
- 圖 21 社團法人日本土木工業協會組織體系
- 圖 22 日本土木工業協會發行刊物「CE 建設業界」月刊
- 圖 23 建築物以外拆除工程或新建築工程等計畫表（例）
- 圖 24 國土交通省關東地方整備局工程契約附件之目錄（抄）

- 圖 25 『保土谷共同溝工事特記式樣書』第 11 條規定內容（抄）
- 圖 26 『保土谷共同溝工事特記式樣書』第 11 條『保安施設設置標準圖：參考例』
- 圖 27 首都高速道路公團『土木工事共通仕様書』
- 圖 28 帝都高速度交通營團建設本部『契約添付圖書』內『請負工事事故防止及復舊對策心得』，其內容目錄
- 圖 29 帝都高速度交通營團建設本部『請負工事事故防止及復舊對策心得』有關事故防止對策之規定
- 圖 30 竹中土木株式會社勞工安全衛生體制
- 圖 31 竹中土木株式會社所轄作業所災害防止協議會組織
- 圖 32 竹中土木各級承攬人編組表
- 圖 33 日本橋室田丁電線共同溝工程之各級承攬人組織圖
- 圖 34 安全施工循環自主管理活動的四個週期
- 圖 35 安全施工循環自主管理活動（每日循環）
- 圖 36 拜訪日本高壓氣體保安協會會議室豎有中、日雙方國旗
- 圖 37 建設業勞動災害防止協會制訂之統一安全標識

第一章 前言

第一節 考察緣起與目的

一、降災策略遭遇瓶頸

本會由 90 年起實施四年降災策略，以勞動檢查機構作為防災作戰主體之方式，雖有連續三年持續下降之初步成效，但 92 年營造業之公共工程職災死亡人數仍約 92 人，佔該年營造業死亡人數 181 人之半數以上（如圖 1、圖 2），嚴重影響政府主辦公共工程之形象，難以為民表率；因此，為降低公共工程重大職業災害，本會研擬「**加強公共工程勞工安全衛生管理作業要點**」並期待與行政院工程委員會會銜發佈，因故未能如願，由本會依職權逕行以行政指導方式函發主要工程目的主管機關，在降低公共工程災害策略上遭遇瓶頸。公共工程重大職災個案中，以高鐵工程 92 年發生 19 件重大職災、造成 19 人死亡、6 人受傷最為嚴重，並累計當時近 3 年高鐵工程災害造成勞工 37 人死亡（如圖 3），其中有多件屬日本營造事業來台與國籍營造業聯合承攬（Joint Ventures；JV），本會即依當時災害趨勢鎖定台灣高鐵公司為對象，召開多次雙邊會議並促成雙方合作結為安全夥伴（Safety Partner）進行防災合作，93 年高鐵災害略有抑止情形，發生件 3 件造成 3 人死亡（統計到 93 年 12 月累計勞工 40 人死亡），然整體公共工程災害攀高趨勢並未改善，高雄捷運工程接續於 93 年逐漸進入高峰，鄰近工區周遭沈陷災害時有所聞，造成勞工死亡災害案件也相對顯示升高跡象，在在促使 93 年末急於尋求新的降災策略來突破。

其次，94 年度本會雖預計以經費 4,500 萬，經由採購法委託民間機構辦理高危險中小事業安全衛生輔導，但職災預防輔導業務具高度專業化及持續性之需求，由民間機構辦理卻有專業能力不足或利益糾葛等影響公共利益之虞；危險性機械、設備安全把關之定期檢查，向為另一檢查重點，每年將八萬座之危險性機械、設備中之 90%，委

由每三年乙次遴選之八個由業界組成之社團法人辦理代行檢查業務，並委託工研院實施代檢品質監督，但仍有球員兼裁判、品質監督不易、專業人才無以久任、有權無責及僅侷限於代檢功能，無法肩負「專業團體安全標準技術」起草研討之功能，致使我國危險性機械、設備安全標準落後先進國家等問題。

彙整而言，當時勞動檢查遭遇下列瓶頸；

- (一) 大型企業經安全衛生自主管理座談後，災害已大幅度下降，但公共工程、中小事業及起重升降機具、吊籠等危險性機械所造成之職災卻未見減少。
- (二) 面對持續降低職災之既定目標及安衛法即將擴大適用，必須從防災制度、防災組織架構作前瞻性之變革規劃。

二、急待行政法人突破瓶頸開新局

93年3月下旬，日本建設業災害防止協會專家狩野幸司率團來台訪問，本會安排與勞工檢查機構檢查員代表座談交流，會中論及我國公共工程災害居高不下，災害策略遭遇之瓶頸以及在台日本營造廠商之施工安全管理表現不如日本國內，當時狩野先生曾表示日本「中小企業工地指導人制度」及「公共工程發包從安全施工控管制度」，為日本降低工程災害之重要因素，或許值得我國參考。同年，經由日本交流協會之協助，於11月邀請潛盾工程專家井口詔一郎技師來台指導捷運工程，結束指導蒙林副主任委員豐賓接見時，井口技師稟報來台指導心得與建議，對於公共工程發包從安全施工控管制度等，也與狩野先生持相同之看法。

為加強中小事業安全衛生管理能力及設施之指導改善，高危險中小事業輔導「行政法人化」，以完備防災組織體系，宜參採日本為強化中小企業輔導所設之公益法人制度，成立「行政法人安全衛生輔導中心」。另為達公正化、專業化及提升效能等目的，對於危險性機械、設備檢查管理「行政法人化」，建置整體安全管理系統，日本已經歷

一段嘗試與學習過程，迄今建置有完善的制度與經驗可供借鏡。

三、預估考察效益

為降低我國公共工程職業災害及規劃未來勞動檢查制度之變革，參酌亞洲國家，以鄰近之日本公共工程防災政策及行政法人制度，具多年運作實務與成功經驗，因此擬以日本作為考察以上制度之運作，作為我國制定公共工程防災政策及研擬安全衛生行政法人制度之參考。

其次，為提升我國安全衛生之水準，將安全衛生輔導及危險性機械、設備檢查業務等工作委由行政法人來執行，預估有下列效益：

- (一) 政府組織可精簡、運作功能更具彈性、專業。
- (二) 事業單位申請輔導、檢查，依使用者付費原則，行政法人之財源可維持自給自足，不增加政府財政負擔。
- (三) 政府機關派遣人員至行政法人與民間人才共事，可增進知識與經驗之交流，減少雙方對安全衛生之認知差異、增加安全衛生共識。

第二節 考察規劃與行程

一、考察規劃難題與解決

本次出國考察計畫，原計畫參加國際緊急應變管理協會（International Association of Emergency Management, IAEM）在美國舉辦之第 52 屆年會，卻因美國遭遇「911 恐怖攻擊」及加強境內反恐活動，致該屆年會研討議題以維護家國土安全、預防各類恐怖攻擊及緊急應變處理等事務為主，而該等事務又非本會業務執掌，在面臨政府組織改造、降災新策略的急迫需求下，經簽准變更出國考察計畫為「日本公共工程防災對策、安全衛生輔導及代行檢查之行政法人制度」，指派檢查處處長傅還然、科長姚自強、本會顧問林熾昌前往考察，同時指示邀請行政院公共工程委員會高階決策主管會同考察。

確定變更考察計畫已是 93 年 11 月初之事，基於作業準備時間及擬拜訪單位之聯繫及邀請工程會指派高階主管會同考察等因素考量，規劃於 12 月下旬前往日本考察，由於該期間值日本俗稱「師走」季節，各業均忙於各項年終歲末活動，一般不接受拜訪也不派員出外考察，使考察行程規劃面臨困境，幸好本會顧問林熾昌先生與日本安全衛生相關團體關係良好，平時也時有往來交流之情誼，託林顧問之面商得日本建設業勞動災害防止協會、高壓氣體保安協會等公法人同意接受訪問，前者並對於公共工程防災對策部分，建議考察團與日本主要承造公共工程之大型營造廠商交換意見，從日本主要承攬公共工程「大手」企業的角度，了解日本降低公共工程災害之成功經驗，並熱心協助連繫社團法人日本土木工業協會接待考察事宜。

日本公共工程主管機關原屬建設省主管，政府組織改造時與運輸省、北海道開發廳及國土廳等合併為國土交通省（圖 4），考察日本公共工程防災對策，自然希望能與國土交通省主辦工程部門有所交流，惟本會過去與勞動省（政府組織改造時與厚生省合併為厚生勞動省）及其外圍團體較有來往，對於國土交通省一時苦無連絡管道之際，正好日本交流協會接受本會申請派遣潛盾施工安全專家井口詔一郎來台指導，於陪同專家拜訪日本交流協會順口表達以上的困擾時，交流協會經濟部衫田雅彥主任對本會反映日本營造廠商於高鐵工程施工期間，造成我國多件勞工死亡災害一事極為關心，立即熱心允諾協助且時間緊迫下，指點迷津謂可經由「便宜供與」申請交流協會協助，立刻趕辦日文、中文之「便宜供與」申請各一份及將擬考察事項、擬了解之問題事先譯成日文，函請亞東關係協會轉請日本交流協會予以方便及協助。

然而難題尚未就此解決，本次考察成員包括本會勞工檢查處處長傅還然、顧問林熾昌（同時擔任隨團翻譯）、公共工程委員會工程管理處處長黃文曲及勞工檢查處科長姚自強（兼行政事務承辦員）等四

人，考察成員名單送達日方後，日本建設業勞動災害防止協會即電傳表示由林顧問擔任隨團翻譯，依日方立場認為不宜且有失團員倫理、輩分等之虞，要求由科長翻譯或另備翻譯人員，只好急電求助於訪日有一面之緣的台北駐日文化經濟代表處謝偉馨先生（經濟部技術交流推進役），協助就近聘請華僑擔任翻譯人員。

本次考察經費供 21 萬 4000 元支付四人赴日旅運費即有不足，成員也能體會考察任務與目的，允諾不足部分自行吸收及自費購買禮物、聘請翻譯人員等，未料啟程前一週，工程會黃處長因總統將蒞臨公共工程品質獎頒獎典禮，頒獎日期為返國次日，無法參與考察並改派高級研究員黃英先生同行，立即禮貌通知日本各接待單位並請其諒解外，且經與旅行社連繫獲同意換人不扣款，原訂機位無法直接更名，必須另訂機位卻碰到客滿，只好提升艙等為商務艙始順利成行，為此又多付一萬元，幸好成員在日本也能相互體諒，順利成行並共體時艱完成任務為首要。

本次考察成員皆有多次出國研修或考察經驗，但短短一個多月的規劃期間，各種狀況、困難不斷迄今道來仍感觸良深。

二、考察行程

由於本次考察行程除去往返日，實際只有三天考察議題包括「公共工程防災對策」、「中小企業安全衛生輔導」及「代行檢查之行政法人制度」等三大主題，行程規劃與日方邊連繫邊調整，甚至日方獲悉此行擬拜訪之單位後，自行連繫調整配合，為減省舟車往返時間，日本土木工業協會接待單位、人員配合此次考察行程，同意到日本建設業勞動災害防止協會為考察成員做簡報並接受成員的詢答。行程也因各接待單位接待主持人、接待時間調撥及衝突撞期等因素，經多次傳真、電話聯繫，歷五次修正調整始將行程定案（如表 1）。

本次考察團按計畫行程於 12 月 19 日搭機前往日本，並於 12 月 23 日返國，期間三天除國土交通省原計畫派員於日本交流協會東京

本部向考察團簡報並回答問題，最後仍以年終業務繁忙，未能派員接待考察團，並將書面資料置於日本交流協會東京本部，由考察團拜訪交流協會時取回，稍感遺憾外，接受拜訪單位、負責接待人員均熱誠協助及提供意見，在此表達考察團誠摯的敬意與感謝。

三天考察訪問下列團體單位：

12月20日 上午 建設業勞動災害防止協會

下午 日本土木工業協會

12月21日 上午 日本交流協會東京本部

下午 東京都交通局

12月22日 上午 高壓氣體保安協會

第二章 考察過程及內容

第一節 日本建設業勞動災害防止協會

12月20日上午拜訪建設業勞動災害防止協會，該會與中央勞動災害防止協會及其他防災團體、安全展示館等聯署設立於「產業安全衛生總合會館」(圖5)，經與東京聘請之翻譯人員林小姐會合後登館七樓拜訪，由曾來華訪察日本營造業海外施工安全衛生狀況的技術管理部部長狩野幸司、業務部部長川名健治率業務部廣報課林守彥課長及該課同仁接待，並由狩野部長、川名部長陪同拜訪專務理事伊藤正人，由傅處長代表本會致贈禮物，感謝該會與本會之長期友好合作，指導本會派赴日本研修之勞動檢查員及派潛盾工程專家來華指導。(圖6)

隨後由狩野部長會考察團簡報日本建設業勞動災害防止協會成立之法令依據、法定業務執掌、業務目標及目前業務推行狀況，川名部長就我們之前預先傳真的提問，提供書面意見與解說，期間均由林小姐翻譯，事後私下詢問該會何以堅持要我們更換翻譯人選，才明白日本對於本次勞委會與公共工程委員會會同訪問，認定屬官式訪問採正式接待，林顧問為勞動大臣之顧問不宜擔任包括科長、研究員之低階人員翻譯，如由科長隨同擔任翻譯，日方自會接受，不然會被認為不懂禮節且有辱高階人員，這一聽終體會日本的科層體系與官場倫理之嚴謹，也了解日方對於林顧問的尊敬，相對的我國長官似乎較無官架子，但與外國交流仍應注意體制倫理。

一、成立依據

日本建設業勞動災害防止協會簡稱「建災防(JCSHA)」，係依據1966公布之勞動災害防止團體法(附錄一)第8條規定，設立以防止勞動災害為目的所組織之團體，簡稱「勞動災害防止團體」，為經厚生勞動部長許可之公益法人。

其會員依同法第 42 條之規定，所有建設事業（營造事業）之事業主（事業經營負責人）及事業主團體均具資格得加入為會員，會員之加入並非強制性；實務運作上會員分「第 1 類會員」、「第 2 類會員」及平成 2 年開始建立之「贊助會員」三種，「第 1 類會員」為中小型營造事業主，迄平成 15 年止有會員數 67,976 個，「第 2 類會員」為與營造相關之專業團體會員，會員數有 533 個，「贊助會員」則為生產安全衛生設備之廠商，會員數有 102 個，總會員數約 7 萬個，由會員數趨勢表（表 2）可發現近年來因經濟不景氣，建商、材料商倒閉等因素，會員數稍有減少。

二、協會任務

主要目的為「協助政府防止營造業產業災害」，依勞動災害防止團體法（附錄一）第 36 條及建設業勞動災害防止協會定款（章程）地 4 條規定，建災防業務如下。

1. 制定建設業勞動災害防止規程
2. 對會員實施有關建設業勞動災害防止技術之指導與協助。
3. 推動有關建設業勞動災害防止之下列業務
 - (1) 實施機械及器具之試驗及檢查
 - (2) 實施有關勞工技能之講習
 - (3) 情報資訊等資料之收集及提供
 - (4) 實施調查及宣導事項
 - (5) 與前述各款相關之業務或附隨之業務。
4. 依據厚生勞動省勞動大臣之指示，對非建災防會員之事業單位雇主、雇主團體提供以上之服務。

當然中央勞動災害防止協會所推行之各項業務，對於建設業亦適用於建災防；建災防自 1964 年 9 月 1 日設立，迄今滿 40 年，已成功將營造死亡數降至成立時之三分之一。為數約 600 萬營造工人，每年死亡重大災害已成功降到 1000 人以下，並突破 600 人（2003 年死亡 548 人）繼續向突破低於 500 人目標。（圖 7）

三、協會組織

建災防依「定款(組織章程)」第5章役員等規定，設會長1人、理事80人(其中若干名為副會長、15人為常任理事，其中1人為專務理事)、監事4人(其中1人為圍駐會監事)，另設事務局內分設設業務部負責安衛普及推動及國際合作，技術管理部負責災害預防調查、安全技術事項及專門工事安全管理活動之支援與指導，設教育部及教育訓練中心負責營造業安衛水準提升，設總務部支援協會行政事務，另按日本行政區劃設47個都道府縣分會，550個鄉鎮分會(圖8)。

四、經費來源

政府贊助10%，業務委託10%，其它為會費收入，會費從1萬日圓至10萬日圓，視工程金額及職災實績繳納，近年日本也受經濟不景氣之苦，政府之贊助已漸減少，以2003年而言，總預算70億日圓中政府贊助5億日圓、業務委託10億日圓，支部會費收入40億日圓，其它為發行建設安全相關教材、宣導刊物、技術專書、中小事業現場指導及COSHMS認證等收入約15億日圓；開發安全衛生管理技術及提供支援服務，減少對政府的依賴以達自給自足，已成建災防今後業務目標，如2003年接受國土交通省之囑託，輔導公共工程施工架採用「扶手先進工法」以降低勞動災害，開創跨部會之業務。

四、會務特色

(一) 營造業安全衛生促進：

1. 配合全國勞動災害防止五年計畫，建設業單獨策定「建設業職業災害防止五年計畫」(目標為五年內減少職災總件數20%)(圖9、圖10)及每年擬定建設業災害防止執行計畫，並辦理宣導。
2. 發行「建設安全」月刊(每年10期，其中2期為雙月合併)介紹協會相關活動、安全施工技術、新開發教育訓練技法模範工地介紹及災害案例、最新災害統計、法令解釋等資訊(圖11、圖12)。
3. 推動各項「勞動災害防止運動」、配合厚生勞動省辦理「全國安全週間」、「全國勞動衛生週」、「建設業年末年始勞動災害防止加強活動」，搭配製作精美之營造業安全衛生促

進活動海報發行促銷(圖 13、圖 14)。另舉辦「全國建設業勞動災害防止大會」,表揚年度對安全具功勞者、選拔「安全誓言」、安全衛生研究發表、專題演講等提升安全意識、建立安全文活等活動,由於內容豐富,會員參加大會必須先報名並繳參加會,2004 年為例有 7500 人報名參加。

(二) 營造業安全衛生教育：

建災防本部於千葉縣佐倉市設安全衛生教育訓練中心,經營法定作業主管技能訓練、領班、安全衛生負責人教育、營造業發包人員安全衛生教育及安衛講師師資培訓等 14 項不同之安全衛生管理課程(圖 15),其中工程規劃人員講習另分山岳隧道工程、推進工程、潛盾壓氣工程、大樓建築工程、露天開挖工程及橋樑構築工程等專業課程,營造業發包人員安全衛生教育則屬國土交通省指定支教育,工程發包人員每年應接受一次講習。建災防各都道府縣支部辦理現場各種作業主管技能訓練、車輛系營建機械、高空工作車等技能教育(圖 16)、捲揚吊掛作業特別教育、領班、安全衛生負責人教育、現場安全衛生監督人員講習等 7 項課程,據簡報資料 2003 年有 22 萬 1 千餘人參訓。

有關講師來源主要為營造工程現場退休(OB)對安全衛生有實務經驗者、工程技師及行政機關退休者(擔任法令解說),該協會全國約有 700 名講師,其中 20%上任職企業中。

(三) 調查研究：

為提升營造事業單位之安全衛生水準,針對災害或議題邀不同專家、行政機關負責官員、對擬調查對象具實際經驗者等組成小組調查研究,結果用於營造災害防止策略、安全作業標準、教育訓練教材或管理活動,據簡報資料顯示具體成果有各種施工安全指針、安全作業程序書、安全衛生教育教材等百餘種(圖 17)。

(四) 安全衛生管理支援與技術指導：

為提升營造事業單位之安全衛生水準,具營造安全衛生有經驗之專家約 3900 人派駐各分部作為安全指導員提供中小工地安全管理支援與諮詢,另於本部及分部置安全管理技師、衛生管理

技師與相關機關配合，提供現場指導、安全衛生講習講師、安全衛生診斷、協助重大災害調查等災害預防技術指導。

(五) 促進政府委託事業之安全衛生自主管理活動：

由於日本營造業重大職災死亡勞工，有 70% 屬於專門工程業所屬之直接作業勞工，因此建災防於 2000 年（平成 12 年）接受厚生勞動省之委託，對於從事高職災風險工程之事業，如基礎工程、機械土方挖掘、屋頂工程及解體工程等事業，採改下列措施支援協助其實施安全衛生自主管理活動，提高其安全意識。

1. 辦理製作安全衛生管理計畫研習會
2. 辦理高階經營者安全衛生管理座談會
3. 實施相關安全衛生教育
4. 實施作業安全巡視
5. 實施個別安全衛生指導
6. 製作並提供安全衛生教材（圖 18）
7. 提供安全衛生資訊

另自 1999 年以來對於模板木工、鋼筋鐵工、油漆塗裝、景觀工程、模板工程、鋼構組立工程、電氣工程及配管工程等事業實施安全衛生管理活動之督促，受政府委託推動「屋頂作業、施工架組拆等特殊作業安全管理」、「施工架扶手先進工法」。

近年來增加對於高職災率之中小規模營造工程事業之安全衛生指導，受政府委託實施「中小型原事業單位經營者承攬管理領導能力提升業務」，採取下列措施以提高中小規模營造工程事業單位之安全衛生管理能力、提升對於承攬人之安全衛生管理之指導能力。

1. 辦理工地主任研習會、優良工地觀摩會
2. 辦理營造廠安全衛生管理負責人研習會
3. 支援模範營造廠下列事務
 - (1) 製作安全衛生管理計畫
 - (2) 支援作業現場安全巡查
 - (3) 支援對承攬人勞工實施安全衛生教育
4. 辦理營造安全衛生管理系統研習會
5. 辦理高階經營者安全衛生管理座談會

6. 提供安全衛生資訊

由於此一部份也是本次考察重點項目，特別就國土交通省委託建災防辦理「公共工程發包者、現場管理者、技能者及從業人員實施安全教育」部分詢問；源於國土交通省為防止營造工程事故發生，1991年7月曾訂有「公共工程發包之施工安全對策綱要」，並依1995年災害數據為基準成立對策委員會進行分析，於2003年擬訂「發包者實施對策」及「相關行業團體實施對策」，前者包括墜落災害防止重點對策、交通事故防止重點對策、整體工程事故防止重點對策及安全活動評價等，並於同年3月20日以國土交通省國官技354號之2函，將這項對策中有關公共工程發包者、現場管理者、技能者及從業人員實施安全教育委託建災防辦理，並由建災防實施評鑑，優良者予以表揚。參加這項教育課程者每人收費8000日圓，對於經費國土交通省並未特別撥款補助，只是這項費用於編制工程概算時編入，對於不派員接受教育之單位並無罰則，但對派員實施教育者，得於工程成績評核時，以「創意工夫」增列1各評點。

(五) 推動營造業安全衛生管理系統 (COHSMS)：

1999年9月依厚生勞動省發布之職業安全衛生管理系統OHSMS指針 (The guideline of Occupation Health and Safety Management System) 訂定專業之安全衛生管理系統指針 (營造業安全衛生管理系統指針(Construction Occupation Health and Safety Management System)，簡稱COHSMS) 而成，鼓勵雇主將總公司及各所屬工地視為一整體組織運作系統，經由PDCA提升管理水準，協會提供教育訓練、專家服務及研究，有關COHSMS實施架構依簡報資料如圖19。

(六) 國際交流：

經濟全球化促使職業安全衛生國際化，為與國際同步，協會加入國際會議以蒐集資訊，並將累積四十年之防災經驗與其他國家分享。海外技術合作具體作法為接受外國研修生及派遣專家協助指導。資訊交流對象有美國、歐體、ILO及英國HSE。

第二節 日本土木工程協會

日本土木工程協會（以下簡稱土工協），主要該協會成員均為日本大型營造廠商，並幾乎以家天下方式主宰日本公共工程，即所謂公共工程之「大手」（大盤商）業者，因此本次考察期待經由該協會從業者角度了解日本公共工程降災策略。

土工協有很多會員廠從事海外施工，在台灣參與高鐵工程、台北捷運工程、高雄捷運工程、台北 101 金融中心大樓建築工程等大型工程，由於土工協事前已充分了解本次考察（調查）目的，由常務理事中村 勉先生主持的簡報，除介紹「土工協」組織、業務及日本建設業勞動災害概況外，並邀請熊谷組株式會社安全環境統括部長野中格、竹中土木株式會社勞務安全組長櫻井 洋、西松建設株式會社環境安全部部長小手川 正憲、鹿島建設株式會社安全環境部部長山本敏夫、清水建設株式會社安全部部長中谷 耕三等該會「安全勞動委員會」委員 5 人及該會事務局參事木村 健治共 7 人與考察團見面及進行座談（圖 20），同時由其中兩位為我們簡介「公共工程（地下鐵工程）承攬契約中有關安全管理部分之內容」、「公共工程施工階段有關安全衛生管理之配套措施」及由這些營造業界「大手」業本社（總公司）安全衛生部門主管針就我們此次考察目的整理的的第一手資料，也是此行文件資料收穫最多，造成返國必須花大量時間閱讀。

一、協會成員、組織

日本土木工程協會為社團法人，其成員必需為資本額 3 億日圓以上，且每年承攬工程營業額在 60 億日圓以上且技術優良營造事業單位，特別是技術優良是該會在日本眾多社團法人中得佔有一席之地之原因，也由於入會條件嚴格，在日本得加入土工協會員現有 157 社（公司）。

土工協理、監事大多由著名營造事業社長（董事長）擔任，也有少數幾位為前建設省、國土交通省高階退休人員，現任會長為大城建

設株式會社社長葉山 莞兒擔任，土工協之組織除維持行政業務之事務局即各地分布外，委員會分設有公共工程事務委員會、契約制度研究委員會、概算研究委員會、安全勞動委員會、資材對策委員會、土木工程技術委員會、環境委員會、經營企劃委員會、廣報委員會、CALS/E C 特別委員會等，另有「五團體合同安全對策本部」、「海洋開發工程安全對策本部」等兩個任務編組（如圖 21），機關定期發行刊物編有「CE 建設業界」月刊（如圖 22），內容非常注意傳統與現代工程之傳承。

二、土工協之年度安全衛生計畫

土工協之委員會部門內設「安全勞動委員會」由竹中土木株式會社社長竹中 康一擔任委員長，依該會所擬平成 17 年（2005 年）安全衛生計畫（附錄三），主要架構如下；

（一）配合政府防止勞動災害

與日建連（日本建設業團體連合會）、建築協（日本建築業協會）、電建協（日本電力建設業協會）、鐵建協（日本鐵道建設業協會）等性質相同之社團法人合稱「五團體」，合作實施「災害防止對策特別活動」，配合國土交通省實施「高職災營造工程重點對策」活動及厚生勞動省「五年災害防止計畫」，降低災害件數 20%。

（二）防止職業性疾病

依據厚生勞動省發佈之「隧道等粉塵對策指針」，落實防止隧道工程等發生塵肺症職業疾病。

（三）開放女性坑內勞動

對於勞動基準法禁止女性坑內勞動部分，持續建議厚生勞動省放寬。

（四）改善勞動災害保險制度

促請勞動災害保險制度引進對於安全優良事業，減少

其勞災保險費率支出。

(五) 消滅潛在危害

製做海報標語、持續宣導消滅營造工程潛在危害。

(六) 改善勞工福利、勞動基準

檢討勞動基準法、勞動安全衛生法及勞動災害保險法等相關法規不符合現狀、窒礙難行及問題點之對策。

統一勞務安全管理手段，進行營建 IC 卡系統之有效性之調查研究。

(七) 5 團體聯合安全公害對策本部之活動

土建協、日建連、建築協、電建協、鐵建協等 5 團體於土建協設置「五團體合同安全對策本部」，從事營建工程現場之稽查、指導，總公司、分公司安全負責人及現場安全管理者之講習、教材編製、宣導等以及經由聯合稽查、分公司安全衛生講習會講師之派遣等，積極主動合作支援。

(八) 海洋工程確保安全與公害防止對策

由於海洋工程因海洋特有的氣象、海象條件、航行期間的船舶交通伴隨的作業危險，特別要求落實確保安全與公害防止對策。特別增設「海洋開發工程安全對策本部」認入編組。

海洋開發工程安全公害對策本部 2005 年之計畫，以目前施工中的關西國際機場第二期工程、新海面業、大阪夢幻隧道建設事業及東京港臨海道路建設事業為中心，積極展開活動。

從以上所列土工協安全管理計畫作為，很難想像出自於以大型營造事業為主要會員的雇主團體，或許有這樣的思惟才是企業的安全文化，因此，常務理事中村 勉先生於介紹土工協時，總露出一股自信與傲氣。

三、公共工程承攬契約中有關安全管理規定

由於勞委會與公共工程委員會對於公共工程契約納入安全管理規定，規範內容、納入方式等尚未達一致之共識，因此，鄰近日本公共工程承攬契約中是否將安全衛生管理納入契約中約定，一直是我們想了解並列為本次赴日考察重點。

土工協事前經由建災防之建議，特別請熊谷組株式會社安全環境統括部長野中 格負責彙整「日本公共工程承攬契約內之安全衛生管理規定」這一部份資料，更感謝野中部長事前為我們收集包括國土交通省關東地方整備局之『土木工事必攜（書名擬不翻譯採原名照錄，以下均同）』、首都高速度交通營團建設本部『契約添付圖書』、首都高速道路公團『土木工事共通仕様書』、東京都『土木工事標準仕様書』、帝都高速度交通營團『土木工事示方書集』、橫濱市交通局『高速鐵道建設土木工事安全管理計畫作成要領』及福岡市交通局『福岡市高速鐵道3號線櫻板工區建設工事特別仕様書』等有關工程安全管理部份之抄錄，並輔以『工程請負契約書』範例詳細說明，考察團如獲至寶，經由東京當地所聘林小姐翻譯下，無不詳細聆聽。

就舉例之工程契約書，日本稱之為「工程請負契約書」為一封面形式，內容包括 1.工程名稱、2.工程處所、3.工期、4.承攬金額、5.契約保證金、6.調停人、7.拆除工程所需要之費用等列項，其中第 7 項「解體工程所需要之費用」係依據憑成 12 年（2000 年）公布之「建築工程相關資財再資源化法」第 9 條第 1 項規定，對於建築工程必須先拆除時，必須就拆除方法、拆除工程所需要費用，再資源化設施名稱及所在地加以規定（圖 23），如此就不慮有建築廢棄物增加太多量費資源，同時提升資源再利用，以及廢土隨處棄倒的問題。另外如有聯合承攬時，應將聯合承攬之「共同企業體協定書」列為契約之附屬契約，共同連帶負工程之承造責任，最後發包人、承造人雙方署名，各自持有一份，本誠實信義執行契約。

契約內容方面，就安全衛生有關部分，摘記如下；

(一) 工程承攬契約之一般原則

工程承攬契約第 1 條（總則）第 1 項會規定設計圖說包括附件圖面、規格書、現場說明書及對現場說明之詢問與回答，均列列圖說的一部份，即契約書與設計圖說等之全部內容合稱「工程之承攬契約」。

公共工程的安全管理規定、規範，在契約本文內並無具體規定，一般多以契約附件添附成為前述所謂契約的一部份。同條文第 3 項會規定，有關為完成工程目的物之臨時設施、施工方法等所必要的一切手段（以下稱施工方法等）除應契約書及設計圖說等有特別規定時，均規定為以方之責任，因此，甲方在安全衛生設施位於契約規定，為於約定期日前安全完成工程，所應採取的安全設施、較安全的施工方法，自歸施工單位負責。

(二) 防止災害之臨時措施

契約第 26 條規定乙方（承造人，以下均同）認有防止災害之必要時，應採取臨時措施，至於所謂之「必要時」之認定應聽從甲方（發包機關，以下均同）之意見，但緊急時不在此限。甲方工程主辦單位會經由契約附件如『土木工程安全施工技術指針』、『建設機械施工技術指針』（圖 24）等之規範，要求乙方確實遵守，事實上從業者的企業安全文化，也習慣地認為這些規定平常施工規劃就已考慮進去，不必待甲方派駐工地人員要求再施作。

(三) 工程之損害賠償

契約第 28 條規定工程施工造成第三者損害或損失時，由乙方負損害賠償責任；但歸屬甲方事由所生損害則由甲方負賠償責任。

同條第2項規定除前項規定外，通常伴隨工程施工無法避免之噪音、振動、地盤沈陷、地下水斷流等原因造成第三者損害或損失時，應由甲方負擔損害賠償；但如損害如因乙方為盡善良管理責任引起，則由乙方負擔。這對近來國內公共工程引起之淹水、地盤沈陷損及鄰屋等公共災害所生賠償責任歸屬問題，似可參考於事前明確約定防止損害之應遵守之規範、圖說等，列為契約之附件遵守及責任歸屬之決定。

(四) 有關違約金特別約定

日本訂有『禁止獨佔及確保公平交易法』法律，因此日本會增訂所謂『有關違約金之特別條項』作為工程契約之附屬契約，約定內容如乙方於投標有違反該法令行為，被公平交易委員會裁科罰鍰命令繳納確定；乙方使用人員如觸犯刑法或『禁止獨佔及確保公平交易法』被判刑確定時，甲方均得請求乙方依工程決標金額的10%作為違約金，如乙方未依指定期限繳付甲方，甲方得依每年5%計算延遲給付之利息等，以要求乙方得標人對其使用人員嚴管作業紀律。

四、公共工程主要發包機關的施工安全規範

日本政府均屬自治體，國之公共工程範圍主要辦理機關為國土交通省，另行政法人化後之日本道路公團、日本鐵路公團也專責從事道路、鐵路建設工程。都、道、府、縣等地方自治體也有其公共工程主辦機關如交通局，都會區也有行政法人首都高速道路公團、帝都高度交通營團等，這些專責施工單位內部除『土木工事安全施工技術指針』、『建設機械施工安全技術指針』、『建設工事衍生噪音振動對策技術指針』、『建設工事公眾災害防止對策要綱（土木工事編）』、『建設工事公眾災害防止對策要綱（建築工事編）』等法令規定、指定者外，

會另建立自屬之工程規範如國土交通省關東地方整備局對於保土谷共同溝工程特別增訂『保土谷共同溝工事特記式樣書』，該規範第 10 條施工管理規定，工程之施工管理依『關東地方建設局土木工程施工管理基準及規格值（平成 12 年 3 月修訂），第 11 條工程中確保安全規定（圖 25），工程施工應依『道路工程保安設施設置基準』及『保安設施設置標準圖：參考例』等（圖 26）、首都高速道路公團『土木工事共通仕様書』訂有第五節安全衛生管理（圖 27），帝都高速度交通營團建設本部『契約添付圖書』內發現有『請負工事事務事故防止及復舊對策心得』，其內容目錄如（圖 28）；其中 4.事故防止對策分別就下列事項規定；

- 4.1 安全管理計畫
- 4.2 緊急警報裝置
- 4.3 防災用器具
- 4.4 各重標識、表示類
- 4.5 工程現場之巡視、檢點
- 4.6 實施防災訓練
- 4.7 確保緊急應變資源、器材

其他東京都『土木工事標準仕様書』、帝都高速度交通營團『土木工事示方書集』、橫濱市交通局『高速鐵道建設土木工事安全管理計畫作成要領』及福岡市交通局『福岡市高速鐵道 3 號線櫻板工區建設工事特別仕様書』等均有類似之安全管理規定。

五、公共工程施工階段有關安全衛生管理措施

有關施工階段有關安全衛生管理部分，因我國勞工安全衛生法參考自日本勞動安全衛生法，在安全管理體制方面由於既往多次派研修生赴日研習，以及日本建設業災害防止協會先後派專家來台指導，對日本營造事業於施工階段之安全管理較為熟悉，不過仍感謝竹中土木株式會社勞務安全組櫻井 洋組長，以竹中為例介紹公共工程施工階

段有關安全衛生管理措施。

依據日本勞動安全衛生法規定及自主安全衛生管理活動實施，公共工程施工階段採取之安全管理如下；

(一)、施工管理組織、體制與計畫

竹中土木株式會社（以下稱竹中土木）本社於東京，社本部依法設有安全衛生業務主管（日本稱總括安全衛生管理者）、安全管理者、衛生管理者及職業衛生醫師（日本稱產業醫），直屬於社長；另安全衛生管理中央委員會（類似我國勞工安全衛生委員會）及辦理相關我國丁類危險性工作場所審查之『竹中土木全國竹榮會』任務編組。（圖 30）

目前竹中土木於日本設有七家分公司，比照總公司設置勞工安全衛生組織、人員，下轄 100 各施工所，各所設置『作業所災害防止協議會』（相當我國工地設置之安全衛生協議組織）（圖 31）。

工地施工有層層交付承攬之特性，應此如何有效組織各級承攬從事作業，經常是工地安全管理成功之關鍵，竹中土木有關承攬人之編組『下請負業者編成表』（圖 32），與一般日本土木工程施工編組類似，甚至有的工程將各級承攬人之工作場所負責人之照片張貼於承攬人編組表（圖 33），以便工地辨認連繫。

施工所應安全衛生管理體制如下；

1. 製作下列安全管理計畫書；
 - 1) 分公司、施工所安全管理基本方針
 - 2) 工程別安全衛生管理計畫表
 - 3) 工程別安全衛生管理對策表
 - 4) 安全衛生活動一覽表
 - 5) 安全作業標準
 - 6) 法定應實施危險性評估之工程、機械依規定陳報
2. 法定申報書表；

- 1) 適用事業報告
 - 2) 有關時間外、假日勞動之協定
 - 3) 不適用監視、持續勞動之許可申請書
 - 4) 陳報就業規則
 - 5) 陳報宿舍規則、宿舍設置許可
 - 6) 陳報特定原事業單位開工
 - 7) 陳報共同企業（聯合承攬）代表人
 - 8) 陳報保險關係成立
 - 9) 工程概算、增加、確定保險費之申報
 - 10) 陳報特定建設作業實施
 - 11) 其他
3. 應辦理安全衛生相關表報；
- 1) 依法應提報之表報
 - 2) 施工縮害防止協議會紀錄
 - 3) 安全衛生實施紀錄（日誌）
 - 4) 對協力廠商（承攬人）指導紀錄
 - 5) 總公司、分公司、檢查所等三級稽核紀錄
 - 6) 其他表報等

（二）、安全施工循環

安全施工循環（S C C）自主管理活動（圖 34），為日本建設業勞動災害防止協會推動之安全管理活動，為日本多位受邀來台專家所推崇，被稱之為日本有效降災三大因素之一。

安全施工循環計分每日循環、每週循環、每月循環及隨時實施者，曾被介受給國內營造事業單位參考（圖 35），可惜缺乏持續推動之單位，僅有少數日商工地實施。

（三）、安全衛生教育

施工階段安全衛生教育依日本勞動安全衛生法應辦理下列訓練

(我國仍有部分作業尚未規定)；

1. 雇用時之安全衛生教育
2. 作業內容變更時之安全衛生教育
3. 特別教育：下作業人員
 - 1) 磨磨機磨輪更換及試轉作業
 - 2) 電銲熔接作業
 - 3) 高壓、特別高壓、低壓活線作業
 - 4) 積載荷重 1 公噸以上操作作業
 - 5) 積載荷重 1 公噸以上車輛系營建機械操作作業
 - 6) 積載荷重 1 公噸以上不正地運搬車操作作業
 - 7) 機體重 3 公噸以上土方工程車輛系營建機械操作作業
 - 8) 基礎工程用車輛系營建機械操作作業
 - 9) 操作基礎工程用車輛系營建機械作業裝置作業
 - 10) 夯實機等車輛系營建機械操作作業
 - 11) 操作混凝土澆置用機械作業裝置作業
 - 12) 打樁機操作作業
 - 13) 工作台高度 10 公尺以上高空工作車操作作業
 - 14) 動力捲揚機操做作業
 - 15) 軌道動力車、動力捲揚機操做作業
 - 16) 未滿 5 公噸之起重吊掛作業
 - 17) 吊升荷重 5 公噸以上之起重吊掛作業
 - 18) 未滿 1 公噸之移動式起重吊掛作業
 - 19) 未滿 5 公噸之人字臂起重桿吊掛作業
 - 20) 營建用升降機操做作業
 - 21) 未滿 1 公噸之起重機、移動式起重機、人字臂起重桿吊掛作業
 - 22) 吊龍操作作業

- 23) 工作室及氣閘送氣之空氣壓縮機操作作業
- 24) 高壓作業室之送氣調節操作作業
- 25) 氣閘室送風調節作業
- 26) 潛水作業者的送排氣調節作業
- 27) 操作作業
- 28) 再壓室內作業
- 29) 高壓室內作業
- 30) 缺氧危險作業
- 31) 特定粉塵作業

4.指導監督者的安全衛生教育：職長教育

(三)、安全施工循環實施事項

第三節 日本高壓氣體協會

此次拜訪日本高壓氣體保安協會(以下依其日語發音之英文名稱簡稱KHK)，過去也曾派檢查員來此研修高壓氣體設施、高壓氣體特定設備、高壓氣體容器等安全檢查，此次，考察團拜訪應屬勞委會派員層次最高的一次，原會長大角 恆生(原日本人事院局長退休)因業務出差大阪，未能趕回特請常務理事田邊 利男率總和企劃部長神門 正雄、情報調查部長長嶋 暉及相關業務人員接待。

考察團一行抵達KHK所在之住友新虎之門大樓，因時間還早就在樓下庭園稍等後，於準時登上該大樓6樓，電梯門一開即見情報調查部長嶋部長迎於電梯口，進入會議室見桌上豎有中、日雙方國旗(圖36)，雖然將我國國旗方向弄錯了，初見那一煞那於心裡的悸動，實在難以形容，也證實這面旗在國外是多麼不意見到，日本人被告即禮貌道歉，實在也不好責難。

一、協會組織變遷

1936年成立高壓瓦斯協會，個人會員105個、法人會員28個，1944年改名「社團法人高壓瓦斯協會」，個人會員約600個、法人會員約150個。1963年依「高壓氣體取締法」改名「特殊法人高壓氣體保安協會」，個人會員1041個、法人會員324個。1975年5月高壓取締法修正，規定協會資金為一億日圓，由政府全額出資，並提供業務補助金。1986年配合「特殊法人改革」政策，經答辯協商成為以民間法人營運之特殊公法人，(稱為KHK方式，全國僅此一例)，亦即根據「自立化原則」、「政府參與僅限於最小限度」之原則交還政府投資金一億日圓、廢止政府補助金、自主選任理監事。

(一) 1963年特殊法人高壓氣體保安協會

(1) 依據：高壓氣體取締法

(2) 成立目的：「成為推進自主保安體制之核心機構」。

(3) 1963年12月設立，政府沒出資。

(4) 業務：技術規範之制訂、作業主任講習、冷凍設施保安檢查、容器檢查、保安教育指針制訂、保安講習。

(二) 1975年中央政府之出資與補助

由於1973年後半，在石化工業區事業單位內，連續發生事故，因而擴充加強高壓氣體保安協會之業務，為使其業務順利推展，由中央政府出資及撥予補助金，1975年5月高壓取締法修正，正式規定協會資金為一億日圓，由政府全額出資，並提供制訂規範及蒐集提供保安資訊等業務補助金，此期間協會成立液化石油氣研究所。

(三) 1986年10月以民間法人自立原則營運

1983年3月第二次臨時行政調查會，包括「特殊法人之改革」項目，日本137個特殊法人成為改革對象，特殊法人有廢止合併、國營企業公司化、民間公益法人化、獨立行政法人化等四種選擇。高壓氣體保安協會改革方向確認為「持續維持檢查制

度，根據民間法人自立化原則營運」。高壓氣體保安協會因財務健全，經過答辯及協商，願以保有高壓氣體取締法特殊公法人身份下以民間法人化自立原則營運。1986年10月協會根據「自立化原則」、「政府參與僅限於最小限度」之原則交還政府投資金一億日圓、廢止政府補助金、自主選任理監事、廢止借款、剩餘金運用等需經大臣核准及從事法定業務以外之業務需經財務省協議等規定。2001年日本小泉首相領導特殊法人改革，多數特殊法人合併並選擇依「獨立行政法人通則法」成為獨立行政法人，KHK於1986年之改革成為全國「保有特殊法人地位、政府不出資、由會員選理監事」特例，)。。

(四) 與政府間之關係

高壓氣體取締法於1996年3月修正名稱為「高壓氣體保安法」，其第四章之三明定「高壓氣體保安協會」之目的、法人人格、章程、理監事、會員、組織、業務、財務及會計、監督、解散等事項(第59條之2至第59條之36)，與政府之關係重點為：

1. 目的：

為輔助防止高壓氣體引起之危害，以從事高壓氣體保安有關之調查、研究及指導、實施高壓氣體保安有關之檢查業務為目的。

2. 章程：協會章程之變更，非經經濟產業大臣之認可不具效力。

3. 負責人員選任及解任：

會長、副會長、理事及監事為協會負責人員，選任及解任，非經經濟產業大臣之認可，不生其效力。負責人員違反本法或業務規範或顯有不當行為，經濟產業大臣得命令解任或逕行解任該負責人員。

4. 負責人員之地位：

協會之負責人員及職員對刑法及其罰則之適用，視同依

法令從事公務之職員。

5. 業務規範書：

規定協會業務（法定業務及自主業務）之業務規範書應經經濟產業大臣之認可，變更時亦同。

6. 保安檢查員：

檢查員應具有符合經濟產業省令規定條件之知識經驗者為之，檢查員違反本法、命令或業務規範書或檢查認定有礙公正時，經濟產業大臣得命令協會解任該檢查員。

7 事業計畫及收支預算：

協會應每年度製作事業計畫及收支預算，於年度開始前，經經濟產業大臣認可，變更時亦同。年度終了三月內，提出決算報表。

8. 監督：

協會由經濟產業大臣監督，必要時得為監督上之命令，並得命協會報告有關業務，或使其職員進入協會之事務所檢查帳冊、文件或其他物件。

(五) 事業之營運：

(六) 協會組織：

設總合規劃部、總務部、情報調查部、高壓氣體部、液化石油氣部（下轄液化石油氣研究所）、機器檢查發證事業部（下轄高壓氣體保安研究室）、教育事業部等七部及考試中心、ISO 審查中心以及七個地方支部，2004 年 7 月新成立遵守法令推進室（Compliance office），2004 年職員總數為 217 名。

(七) 經費來源：

以 2003 年而言，總預算 70 億圓中政府新業務委託 20 億圓（液態氫電動車研發等），50 億圓自籌，主要收入為檢查收費 13 億圓、ISO 認證收入 13 億圓，其餘 24 億圓為會費、資格考試報

名費、教育訓練費用收入、指導顧問服務、技術圖書出版事業、講師派遣等關係企業收入及接受都道府縣委託提供法定許可業務之審查或危害預防規程之申報等意見之收入。

二、會務特色：

(一) 制訂規範成為業界標準並提供政府參引：

推動保安法，係希望「自主有彈性」，由政府委託或業界需求制訂修訂高壓氣體相關規範，KHK 原參考美國 ASME「民間機構所訂標準為政府接受」模式，但日本法制局多年來堅持認為具罰則之標準由民間制訂似不合理，直至目前，KHK Standard (KHKS)，已被經濟通產省令引用，適用罰則，KHK 原先夢想終於才成真。液化石油氣法令規則之修正或解釋，規定應先聽取 KHK 意見。

(二) 檢查、評價、認定：

- (1) 高壓氣體設備、容器、附屬品之檢查等。
- (2) 高壓氣體設備、容器等大臣特別核准之事前評價等。
- (3) 液化石油氣工廠事業單位、液化石油氣油罐車檢查事業單位之認定等。

(三) 接受都道府縣委託提供法定許可業務之審查或危害預防規程之申報審查意見。

(四) 辦理全國性教育活動：

- (1) 舉辦從事高壓氣體製造、銷售等資格人員之培訓講習。
- (2) 舉辦技術講演會、講習會
- (3) 發行圖書等，每年約有 10 萬人參加。

(五) 辦理全國性資格考試：

分別由經濟產業省大臣及都道府縣知事指定辦理高壓氣體保安法及液化石油氣法規定之 12 種資格考試及發證業務，每

年約有 5 萬人報名考試。

(六) 具研究開發能力：

- (1) 液化石油氣研究所研究保安合理化，近代化之基礎研究及技術開發。
- (2) 高壓氣體研究室負責高壓氣體領域技術基礎建構及檢查技術研發。

(七) 提供液化石油氣消費者保安對策：

- (1) 全國 2600 萬戶液化石油氣消費者之保安啟蒙
- (2) 安全技術之指導普及
- (3) 洩漏警報器之檢定。

(八) 資訊蒐集、提供及國際交流：

- (1) 高壓氣體相關之國內外事故資訊的收集、分析提供。
- (2) 參與國際交流，與海外資訊接軌等。

(九) 辦理管理系統審查認證業務：

品質管理系統、環境管理系統、勞工安全衛生管理系統之審查、認證、登錄及公開。

第三章 考察心得

第一節 日本公共工程防災對策

一、施工安全管理規範成為契約的一部分

從日本公共承攬契約中有關安全的規定，可發現各種道路公園、鐵路公園等主要工程發包單位，都訂有一些平常國內工程契約未加以約定之規範，造成現場監造工程師無法依約通知施工單位改善，近年勞委會雖極力鼓吹將安全設施納入契約中，然成效仍不顯，因相關單位應增訂定施工安全管理規範，提供工程主辦單位參採納入工程契約中。

二、雇主團體內部設置安全衛生委員會，規劃同業共同防災願景

日本土木工程協會內設置勞動安全委員會，成員由主要營造事業勞工安全衛生業務主管擔任，因此協會之安全衛生計畫得與營造事業安全衛生計畫結合實施，成文企業之工安文化。

三、歸責施工單位引起之重大災害、職業災害，應限制其一定期間承攬工程

第二節 中小企業工地安全衛生輔導

一、為扶植民間外圍防災團體

日本政府於1964年訂有「勞動災害防止團體法」，藉經費贊助及業務委託培植民間公益法人，四十年來永續發展結果，建設業災害防止協會防災資源、人才、技術、教育體系已然成為一安全產業業，其安全技術水準足以輸出東南亞國家，並代表政府參與國際交流，我國勞工安全衛生法修正時，可參考訂定。

二、政府與民間共同規劃及執行防災計畫

營造業職災高，配合全國勞動災害防止五年計畫，建設業單獨訂

定「建設業職業災害防止五年計畫」(目標為五年內減少職災總件數20%)，由政府及民間 JCSHA 共同執行，我國可參考辦理，以改善近年防災過度依賴政府公權力之現象。

三、訂定國家之職業安全衛生管理系統指針

厚生勞動省 1999 年依 ILO 要求，委由日本中央勞動災害防止協會頒行日本職業安全衛生管理系統 (OHSMS 系統) 全國指針後，建災防 (JCSHA) 即據以訂定專業之營造業職業安全衛生管理系統指針 (COHSMS)，推動與國際勞工安全衛生管理趨勢接軌，我國已落後五年，必須儘速迎頭趕上。

四、讓民間防災團體成為政府防災活動的夥伴

厚生勞動省委託建災防辦理「全國安全週間」、「全國勞動衛生週」、「建設業年末年始勞動災害防止加強活動」，搭配製作精美之營造業安全衛生促進活動海報發行促銷，實施「中小型原事業單位經營者承攬管理領導能力提升業務」以及國土交通省指定建災防辦理「營造業發包人員安全衛生教育」，委託民間協會辦理「公共工程發包者安全教育及公共工程安衛評鑑表揚」均有良好之成效，讓民間防災團體成為政府防災活動的夥伴之方式值得參考。

第三節 代行檢查之行政法人制度

一、高壓氣體安全技術無專責研發，管理單位

本會有關高壓氣體之安全規範「高壓氣體勞工安全規則」係源自日本通產省主管之「高壓氣體保安法」，惟運作方式迥異，日本於法律明定特殊法人專責推動標準研擬、檢查、輔導、技術教材研發、訓練、考試及發證，專業與執行力強，但我國則由政府檢查員檢查，訓練則開放民間各訓練機構開班，其所反映之現象為教材、師資、訓練品質不一，高壓氣體安全技術無任何單位負責研發，技術水準逐漸落後先進國家，影響最大者為石化業競

爭力問題，日本對該業等連續製程之高壓氣體設備可在風險控制下，整廠系統檢查（不停爐檢查），減少個別停機檢查所造成之生產損失，我國就此部份至少落後十年。

二、特殊公法人制度值得參考

特殊公法人，政府經由出資、贊助，及業務指定專責辦理或業務委託方式，扶植外圍團體，成為一技術足以代表國家輸出海外之產業，且俟公法人茁狀後財務自主獨立，繳還出資及停止贊助，值得參考。

三、危險性機械、設備檢查宜有長期專責檢查單位

經費穩定來源為法律明定之檢查收入、教育訓練及考試發證。我國仍以「政府採購法」委外化，手續繁複，資格條件訂定及運作監督不易，承包單位因合約有期限及更迭之虞，只能短線經營，無以吸引人才，技術經驗也難以累積，建議組織再造時，現行危險機械設備委託 8 家社團法人代行檢查業務，改制成立行政法人，以利此領域之永續發展。

第四節 本次考察其他心得

一、平時仍須加強國際交流

此次考察行程因業務需要而臨時變更，行程規劃有些急迫與難度，幸好有林顧問與日本相關單位團體建立深厚情誼及本會平時因派員赴日本研修與邀請專家來華，得與日本交流協會台北事務所建立友誼，適時獲得支援協助，因此建議平時仍須加強國際交流，有機會應多派員出訪、參加國際會議，與國際建立流通管道，才有機會站在高處看問題，學習他人長處。

二、出國前對考察議題多做準備工作

出國前應多做功課，由於本次考察都是國內業務上遭遇到的

問題，因此得事先將問題彙整分別寄送接待訪問單位，如此正式拜訪除禮貌問候交談外，得很快進入問題核心，有時因習慣差異、用語不同、甚至語言障礙，也能因此有「較精準」的溝通，如此次拜訪日本土木工業協會，即事先安排一個類似的研習會，邀請相關專家來介紹外，並將擬探討的問題，提供經彙整的經驗資料（包括公務來往文件）供參考，這比臨時拜訪收穫更多。

第四章 建議事項

一、職業安全衛生法增訂營造工程發包單位防止災害義務

從國土交通省提供之書面資料，顯示營建工程主辦機關於工程招標時，應依勞工安全衛生法第 3 條第 3 項之規定，發包單位將工程交付他人承攬時，對於施工方法、工期等，應加以考量不得附加妨礙安全衛生作業施行之條件。所謂「施工方法、工期等」在厚生勞動省的解釋包括安全施工方式、合理工期及安全衛生經費，目前我國勞工安全衛生法擬擴大適用範圍，公共工程主管機關、建設公司等將納入適用範圍，屆時如來得及，似可增列營造工程發包單位之協助防止災害之義務。

二、健全營造業管理體制，限制未經登記土木包工業不得分包工程

營造業層層轉包、分包體制，致最後下層承攬人缺乏技術、設置安全衛生設施能力，一直是營造業災害居高不下原因，要改善此一層層轉包、分包以分散風險、轉嫁成本與責任，惟有消滅其轉包、分包誘因，即限制得標人自行履行工程、勞務契約範圍，同意分包以登記之專業營造業、土木包工業為限，特別是禁止以「小包頭」個人名義承包，另發生災害仍追其上級層覽之指導、監督責任。

二、建議政府採購法第 101 條第一項增訂「因可規責於廠商之事由，致發生重大災害，造成人員傷亡者。」，公告限制於一段期間承攬公共工程。

三、

附圖：

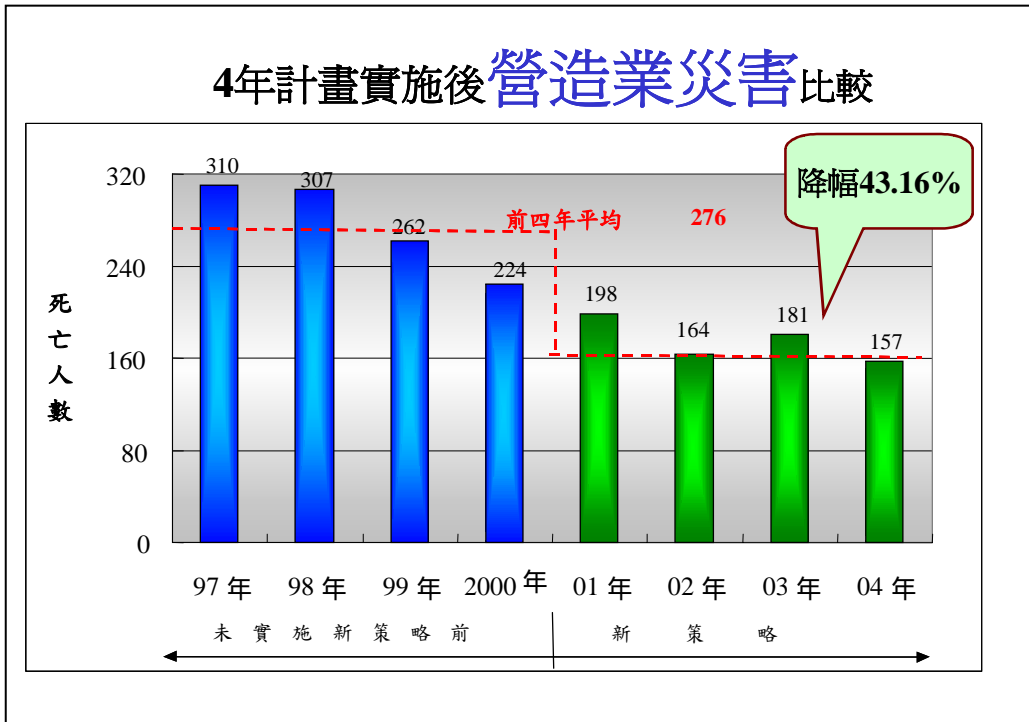


圖 1：90 年—93 年四年計畫實施後營造災害比較圖

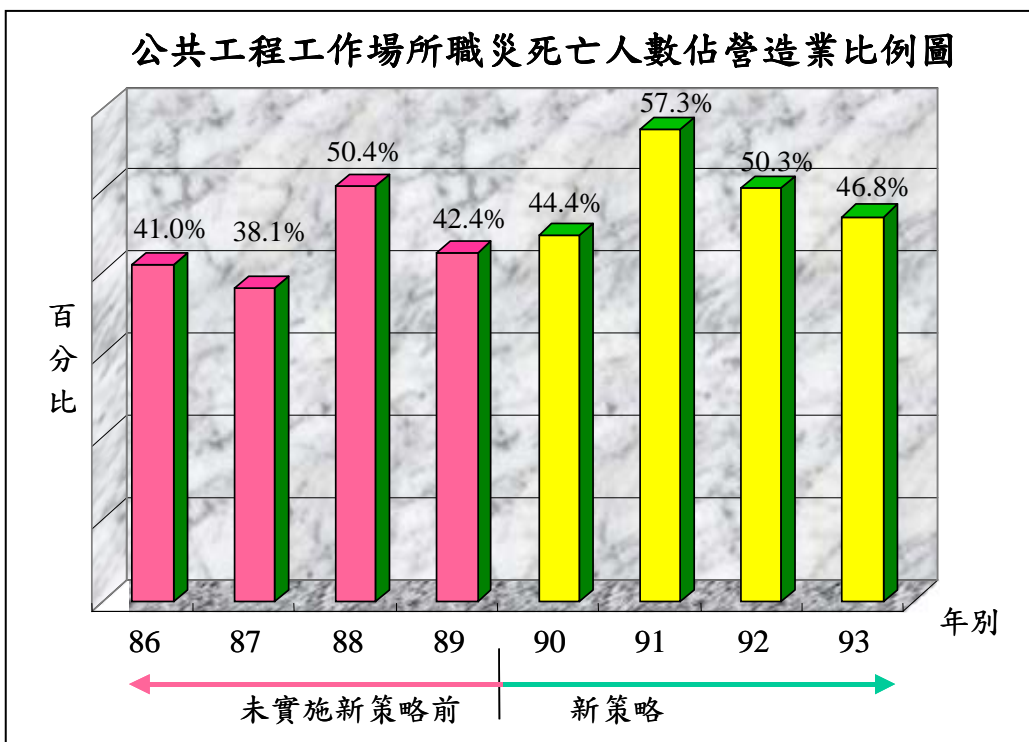


圖 2 公共工程工作場所職災死亡人數佔營造業職災死亡人數比例

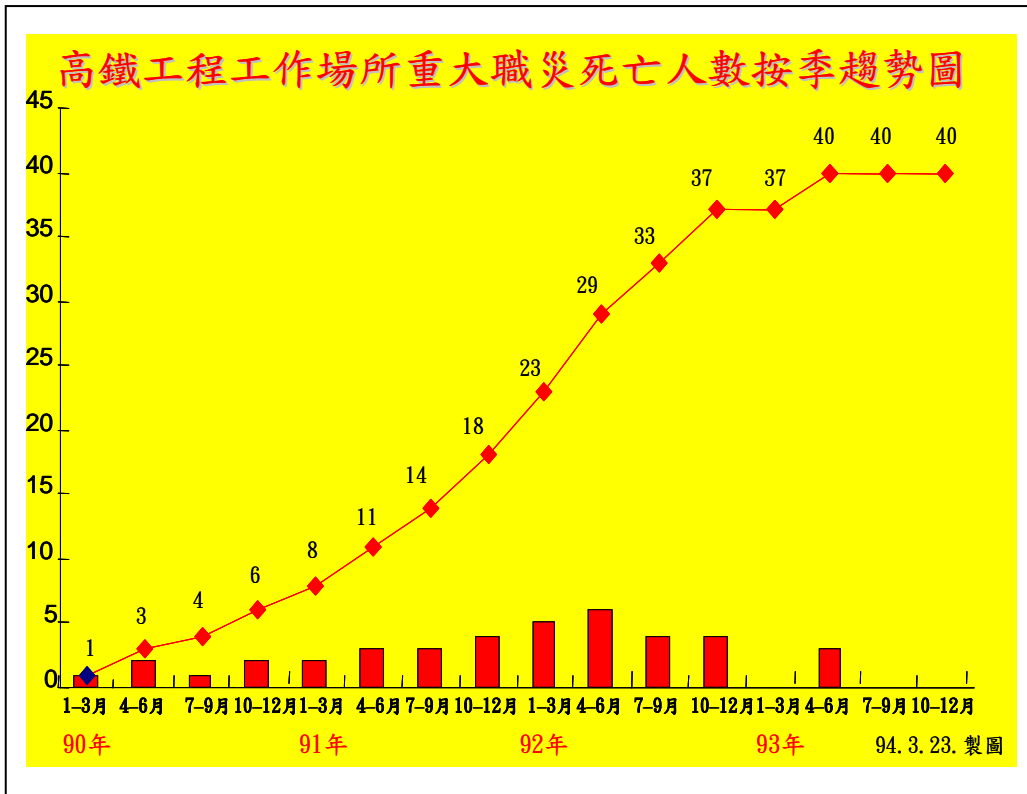


圖 3 高鐵工程工作場所重大職災死亡人數按季趨勢圖



圖 4 日本政府組織改造之新省廳體制（朝日新聞）



圖 5 產業安全聯合會館前



圖 6 傅處長代表本會感謝建災防協助本會檢查員之研修指導



圖 7 日本 2003 年各産業災害死亡災害状況（厚生労働省労働基準局安全衛生課）



圖 8 日本建設業労働災害防止協会組織體系



図 9 建設業労働災害防止計画

平成16年度 建設業労働災害防止実施計画	
会長メッセージ	1
I 総旨	2
II 計画の基本方針	2
III 重点実施事項	3
1 協会が実施する事項	3
2 協会が実施する事項	4
IV 協会が行う重点実施事業	4
IV-1 建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS) 推進事業	4
1 COHSMS普及促進事業	5
2 COHSMS評価サービス事業	5
3 専門工事業者のCOHSMS導入にかかる支援活動の推進	5
4 COHSMSに関する国際的な動きへの対応	5
IV-2 安全衛生教育	6
IV-3 全国建設業労働災害防止大会の開催	6
別表 協会が実施する安全衛生教育	6
・ 建設業安全衛生教育センターが実施する教育	6
・ 本部が実施する教育	8
・ 支部が実施する教育	8
V 建設現場における主要災害防止の具体的対策	9
V-1 三大災害隠滅のための具体的対策	9
V-2 その他の主要災害防止のための具体的対策	13
V-3 業務上疾病予防対策及び健康の保持増進のための具体的実施事項	17
建設業の労働災害防止に関する中期計画の概要	26
建設業における労働災害の発生状況	27
1 5ヶ年ごとの労働災害総件数の推移	27
2 平成15年の建設業における労働災害の発生状況	28
3 建設業における死亡災害の種類別三大災害発生状況の推移	29
VI 協会が主催する各種運動等	30
VI-1 三大災害隠滅運動実施要領	30
VI-2 安全施工サイクル運動実施要領	31
VI-3 根拠住宅建築工事安全・快速化推進運動実施要領	32
VII 参考	37
1 手すり先行工法に関するガイドラインの策定について	37
2 建設工事現場に係る快速職場形成推進について	41
3 コンクリート造等の工作物の解体作業における安全総点検について	42
4 土止め先行工法に関するガイドラインの策定について	45

図 10 日本 2005 年建設業労働災害防止計画内容 (目録)



圖 11 建災防發行之「建設安全」月刊及舉辦日本全國建設業勞動災害防止大會

多くの方から「大変役に立った」、「自分たちが何をするのが理解できた」、「もっと早くから実施してもらいたかった」、「英語版のテキストがほしい」などの感想をいただきました。なお英語版のテキストは一部完成しています。

海外社員 国内安全研修実施要領	
1. 目的	海外派遣の安全衛生管理の高度の向上を目的とし、日本国内に於いて研修を実施する。
2. 実施目的	実施研修者は海外を転勤とし、研修実施を国内本部に依頼する。
3. 対象者	海外本部に所属する全社員を対象とする。
4. 教育の種類	(I) 安全衛生基本研修 年2回、1回研修実施に当り次の教育を行う。 (内容はこれを2学期実施する)
5. 教育プログラム	(II) 第1回目 19:00~17:30 安全衛生・F・T・Tの高度研修の修得（研究開発・パナソニック・建設業） 安全衛生・F・T・Tの高度研修の修得（研究開発・パナソニック・建設業） 安全衛生・F・T・Tの高度研修の修得（研究開発・パナソニック・建設業）
	(III) 第2回目 行先国での安全研修 実務（学習した内容について、現場で研修） 安全衛生・F・T・Tの高度研修の修得（研究開発・パナソニック・建設業） 安全衛生・F・T・Tの高度研修の修得（研究開発・パナソニック・建設業）
6. 実施	海外本部、安全本部より実施する。また、必要に応じ現地研修所の依頼をすることが出来る。
7. 教育評価	海外本部は、「教育情報」を作成し、教育の実施に当たって年度別研修実施に基づき研修者の受講の有無を確認し、教育修得の可否を評価する。
8. 教材	(I) 安全本部にて用意する。 安全衛生・F・T・Tの高度研修 安全衛生・F・T・Tの高度研修 安全衛生・F・T・Tの高度研修
9. 費用	研修に必要な研修費用を算定する。

2. 台湾・台北101(台北国際金融センター建設工事)における実施事項

台北国際金融センター建設工事(SRC造、101F、高さ508m(マストを含む))は世界一高い建築物で、施工は当社JV、新日鉄、ガートナーなどのノミコン業者(日本でいうコストオン業者とほぼ同義)で行っています(写真-2)。

台湾の労働法は日本のものと酷似しておりわかりやすい。統括管理はJVにあるとされています。しかし、毎日約1500名、最盛期3000名もの作業員が働き、多くの業者が混在しているため、多くの問題も発生しました。

図-1 海外社員 国内安全研修実施要領

写真-2 台北国際金融センター

圖 12 2004年9月「建設安全」紹介台北101大樓工程安全管理



圖 13 製作精美之營造業安全衛生促進活動海報（一）



圖 14 年末年始防災活動海報（二）

平成16年度 建設業安全衛生教育センター 日程表

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
4			上																												
5																															
6																															
7																															
8																															
9																															
10																															
11																															
12																															
2																															
3																															

注：1. 日曜・祝日を除く。2. 休日は、日程表の「休」の欄に示す通り。3. 受講料は、日程表の「受講料」の欄に示す通り。4. 申込締切日は、日程表の「申込締切日」の欄に示す通り。5. 申込方法は、日程表の「申込方法」の欄に示す通り。6. 申込書は、建設業安全衛生教育センターのホームページからダウンロード可能。7. 申込書に添付する書類は、建設業安全衛生教育センターのホームページからダウンロード可能。8. 申込書の提出場所は、建設業安全衛生教育センターの受付窓口。9. 申込書の提出時間は、建設業安全衛生教育センターの受付窓口の受付時間。10. 申込書の提出時間は、建設業安全衛生教育センターの受付窓口の受付時間。11. 申込書の提出時間は、建設業安全衛生教育センターの受付窓口の受付時間。12. 申込書の提出時間は、建設業安全衛生教育センターの受付窓口の受付時間。

講座等に関する問い合わせは、建設業安全衛生教育センターへ。(TEL043-486-1321・FAX043-486-7341)

圖 15 建設業安全衛生教育訓練中心課程日程表



圖 16 隧道搶救作業主管、挖土機操作人員訓練情形

圖 17 調查研究 成果發展為教材



圖 18 實施促進政府委託事業之安全衛生自主管理所編教材

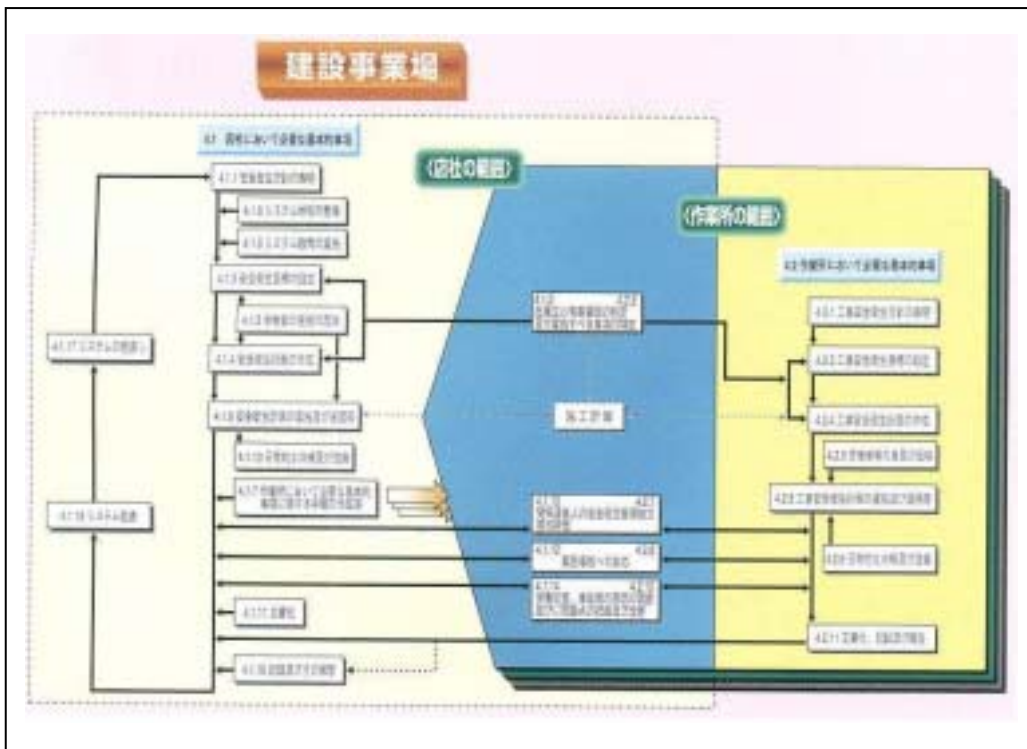


圖 19 建災防推動建設業勞動安全衛生管理系統架構



圖 20 日本土木工業協會常務理事中村 勉代表介紹該協會

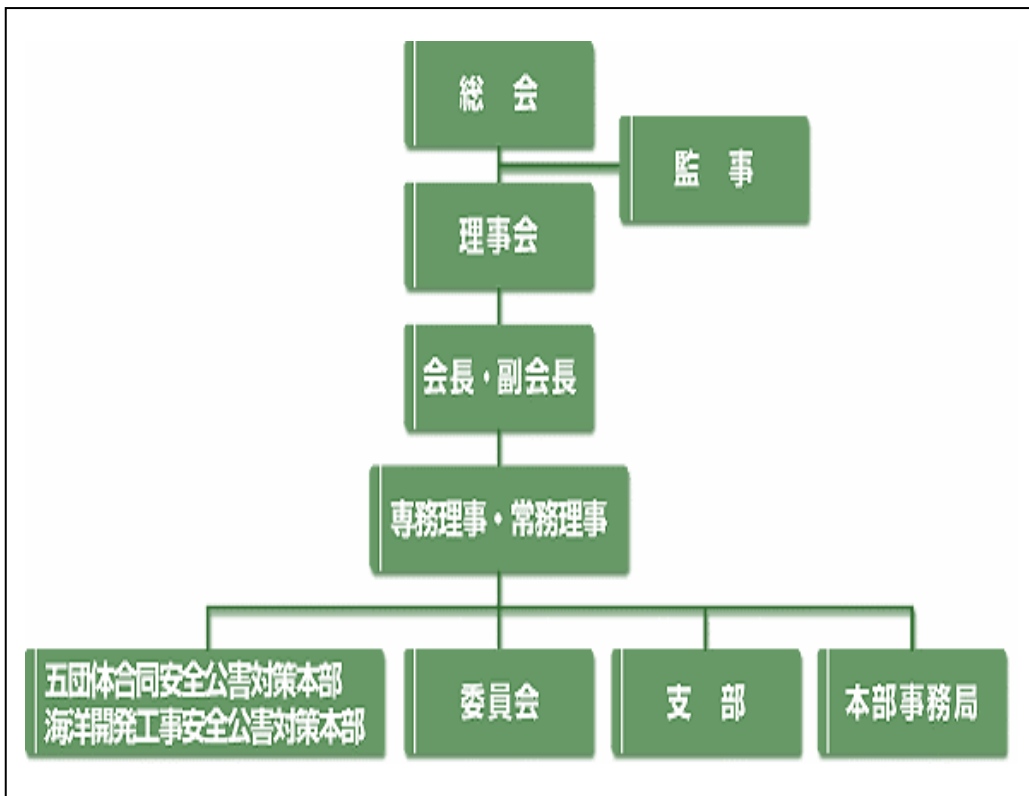


圖 21 社團法人日本土木工業協會組織體系



圖 22 日本土木工業協會發行刊物「CE建設業界」月刊例

(別紙3)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

- (注)
- ・解体工事の場合のみ記載する。
 - ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
 - ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

- (注) ・運搬費を含む。

図 23 建築物以外拆除工程或新築工程等計畫表（例）

4. 請負工事用建設機械無償貸付仕様書	4-1
5. 「コンクリートの耐久性向上」仕様書.....	5-1
6. 道路植栽・緑地管理共通仕様書（案）	6-1
7. 建設工事公衆災害防止対策要綱 [土木工事編]	7-1
8. 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針	8-1
9. 土木工事安全施工技術指針	9-1
10. 建設機械施工安全技術指針.....	10-1
11. 建設副産物関係法令通知.....	11-1
12. 参考資料 土木工事共通仕様書（案）新旧対応表.....	12-1

圖 24 國土交通省關東地方整備局工程契約附件之目錄（抄）

第11条 工事中の安全確保

1. 工事の施工に当たっては、「道路工事保安施設設置基準」及び別紙3-1「保安施設設置標準図（参考例）」に基づき、適切な交通管理を行うものとする。
ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
2. 工事期間中は、夜間における安全確保のため、保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。
3. 工事期間中に配置する交通整理員は下記のとおりとする。

区 分	昼間作業	夜間作業
作業時間中連続的に勤務する人員	—	8人/日
作業時間中不連続的に勤務する人員	4人/日	—
4. 工事の施工に際し地下埋設物等が予想される場合は、その管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置、深さ、等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止しなければならない。
5. 請負者の責により地下埋設物件等に損害を与えた場合は、すみやかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、請負者の負担によりこれを補修しなければならない。
6. 埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については占有企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。
7. 別紙-3-1の「保安施設設置標準図（参考例）」における工事指示板（補助）及び工事予告版（補助）については、それぞれ別紙-3-2及び別紙-3-3を参考とする。
その他施設の体感マット、緩衝資材等の設置については、他機関との協議及び現場状況等勘案の上、必要に応じて監督職員と協議するものとする。また、工事名前の標記については、別紙-3-4を参照の上、決定するものとする。
8. 路上工事で、交通規制を行う場合、保安施設の設置、撤去に先がけ、発煙筒を使用するなど、規制帯内への一般車の飛び込み事故の防止に努めること。（別紙-3）

圖 25 『保土谷共同溝工事特記仕様書』第 11 條內容（抄）

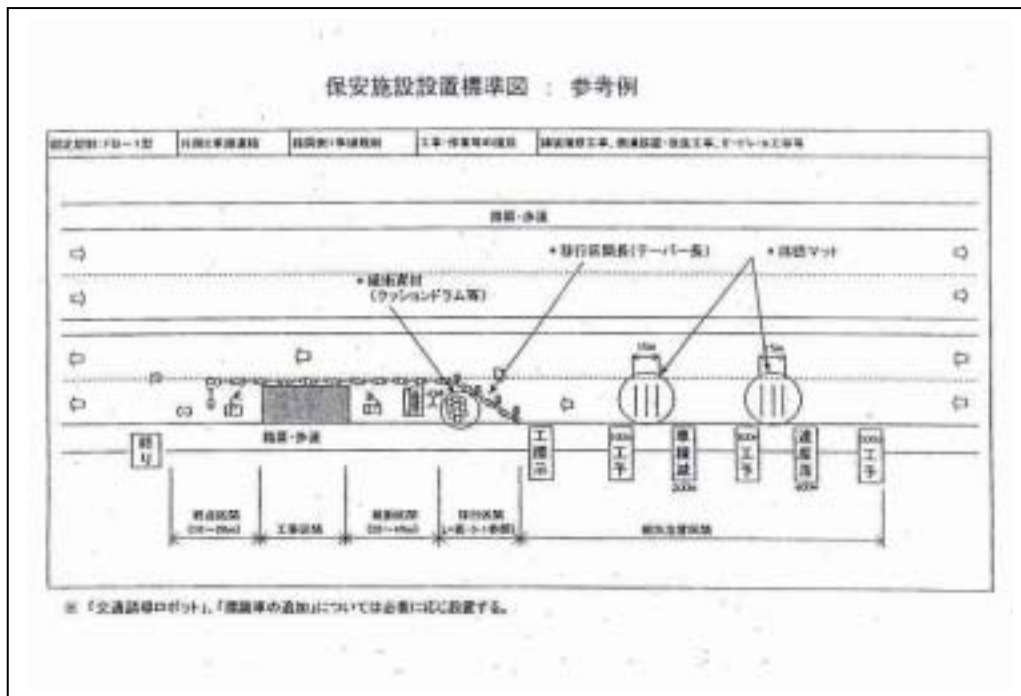


図 26 『保土谷共同溝工事特記式様書』第 11 条『保安施設設置標準図：参考例』

1.4.14	支給材料及び貸与品	29
1.4.15	現場発生品	29
1.4.16	工事記録写真	29
第5節	安全衛生管理	29
1.5.1	一般	29
1.5.2	総括安全衛生監理者、統括安全衛生責任管理者及び元方安全衛生管理者	29
1.5.3	災害及び事故報告	30
1.5.4	工事現場	30
1.5.5	爆発及び火災の防止	31
1.5.6	地下埋設物	31
1.5.7	防災対策	32
1.5.8	地震防災及び震災対策	32
1.5.9	仮設備の管理	33
1.5.10	交通安全管理	33
1.5.11	安全・訓練等の実施	34
第6節	監督職員が行う検査	34
1.6.1	一般	34
1.6.2	検査	34
1.6.3	請負者の責任	35
1.6.4	検査又は立会いの時間	35
1.6.5	検査に必要な費用	35
1.6.6	立会いの省略	35
第7節	検査員等が行う検査	35
1.7.1	一般	35
1.7.2	しゅん功検査	36
1.7.3	一部しゅん功検査及び中間検査	37
1.7.4	出来形部分検査	38

首都高速道路公團
『土木工事共通仕様書』訂有第五節安全衛生管理

図 27 首都高速道路公團『土木工事共通仕様書』

請負工事事務防止ならびに復旧対策心得

目 次

1. 目 的	-----	1
2. 摘 用 範 囲	-----	1
3. 事 前 準 備	-----	1
3-1 安全管理体制の確立	-----	1
3-2 事故発生時の通報経路	-----	2
3-3 埋設物系統図の作成	-----	2
4. 事 故 防 止 対 策	-----	2
4-1 安全管理計画書	-----	2
4-2 非常警報装置その他	-----	2
4-3 防火用器具	-----	2
4-4 各種標識 標示類	-----	2
4-5 工事現場の巡回 点検	-----	3
4-6 防災訓練の実施	-----	3
4-7 応急資機材の確保	-----	3
5. 事故発生時の処置	-----	4
5-1 事故発見者の応急処置	-----	4
5-2 現場代理人の処置	-----	4
6. 復 旧 対 策	-----	4・5
7. 部 外 へ の 発 表	-----	5
8. 工事事務復旧対策本部の設置	-----	5
9. 事 後 処 理	-----	5

(別表)

1. 事故発生時の通報経路表
2. 事故発生時動員体制

圖 28 帝都高速度交通營團建設本部『契約添付圖書』内『請負工事事務防止及復舊対策心得』，其内容目錄

3-3 埋設物系統図の作成

現場代理人は工事施行に必要な施工区域内の埋設物系統図を作成し、その位置、種類、老朽度等を把握しなければならない。

なお、埋設物系統図の作成にあたっては、必要に応じて管理者の台帳との照合、人孔の調査及び試掘その他の方法によって現状の確認につとめること。

4. 事故防止対策

4-1 安全管理計画書

現場代理人は、工事施行に先立ち安全管理計画書を監督員に届け出て承諾を得ること。

安全管理計画書には次の事項を記載すること。

- (1) 各施工計画書に対する安全対策
- (2) 第三者災害防止対策
- (3) 緊急資機材の準備計画
- (4) 職員の安全教育計画

4-2 非常警報装置その他

- (1) 現場事務所及び工事現場には職員、沿道住民等に対し異常事態に迅速適切な通報ができるよう非常警報装置（手動式サイレン、定置式拡声器、携帯拡声器、ベル等）を備え付け、常に整備しておくとともに、その所在を職員に周知徹底しておくこと。
- (2) 異常発見時における通報連絡及び応急処置を速やかに行うため、現場と現場事務所との間に緊急通報用の専用電話を設けること。

4-3 防災用器具

坑内の非常出入口付近の踊り場には、消火器、ガス検知器等を常備し、職員に周知徹底しておくこと。

また、これ等の器具の使用方法を職員に周知させるとともに、使用時に機械不良等のないよう常に点検、整備を怠らないこと。

4-4 各種標識、表示類

工事現場には下記の標識、表示類を施さなければならない。

- (1) 消火栓、ガスバルブ、制水弁等の現場表示（付表第1図）
- (2) 露出埋設物の標示（付表第2図）
- (3) 非常出入口、作業用通路、点検用足場の誘導標識、「火気厳禁」等の表示（付表第3図）

圖 29 帝都高速度交通營團建設本部『請負工事事故防止及復舊對策心得』有關事故防止對策之規定

下請負業者編成表

(一次下請負業者=作成下請負業者)

会社名		会社名		会社名		会社名	
安全衛生責任者		安全衛生責任者		安全衛生責任者		安全衛生責任者	
主任技術者		主任技術者		主任技術者		主任技術者	
工	専門技術者	工	専門技術者	工	専門技術者	工	専門技術者
事	担当工事内容	事	担当工事内容	事	担当工事内容	事	担当工事内容
工期 年 月 日～ 年 月 日		工期 年 月 日～ 年 月 日		工期 年 月 日～ 年 月 日		工期 年 月 日～ 年 月 日	

(二次下請負業者)		(二次下請負業者)		(二次下請負業者)		(二次下請負業者)	
会社名		会社名		会社名		会社名	
安全衛生責任者		安全衛生責任者		安全衛生責任者		安全衛生責任者	
主任技術者		主任技術者		主任技術者		主任技術者	
工	専門技術者	工	専門技術者	工	専門技術者	工	専門技術者
事	担当工事内容	事	担当工事内容	事	担当工事内容	事	担当工事内容
工期 年 月 日～ 年 月 日		工期 年 月 日～ 年 月 日		工期 年 月 日～ 年 月 日		工期 年 月 日～ 年 月 日	

(三次下請負業者)		(三次下請負業者)		(三次下請負業者)		(三次下請負業者)	
会社名		会社名		会社名		会社名	
安全衛生責任者		安全衛生責任者		安全衛生責任者		安全衛生責任者	
主任技術者		主任技術者		主任技術者		主任技術者	
工	専門技術者	工	専門技術者	工	専門技術者	工	専門技術者
事	担当工事内容	事	担当工事内容	事	担当工事内容	事	担当工事内容
工期 年 月 日～ 年 月 日		工期 年 月 日～ 年 月 日		工期 年 月 日～ 年 月 日		工期 年 月 日～ 年 月 日	

(四次下請負業者)		(四次下請負業者)		(四次下請負業者)		(四次下請負業者)	
会社名		会社名		会社名		会社名	
安全衛生責任者		安全衛生責任者		安全衛生責任者		安全衛生責任者	
主任技術者		主任技術者		主任技術者		主任技術者	
工	専門技術者	工	専門技術者	工	専門技術者	工	専門技術者
事	担当工事内容	事	担当工事内容	事	担当工事内容	事	担当工事内容
工期 年 月 日～ 年 月 日		工期 年 月 日～ 年 月 日		工期 年 月 日～ 年 月 日		工期 年 月 日～ 年 月 日	

(記入要領) 1. 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から選出された「脱出業」(様式1号-甲)に基づいて本表を作成の上、竹中土木株式会社業務所に届出ること。
 2. この下請負業者編成表で定められない場合には、本様式をコピーする等として追加採用すること。
 3. 記載内容に変更が生じた場合は、直ちに再提出すること。

図 32 竹中土木各級承攬人編組表



圖 33 日本橋室田丁電線共同溝工程之各級承攬人組織圖

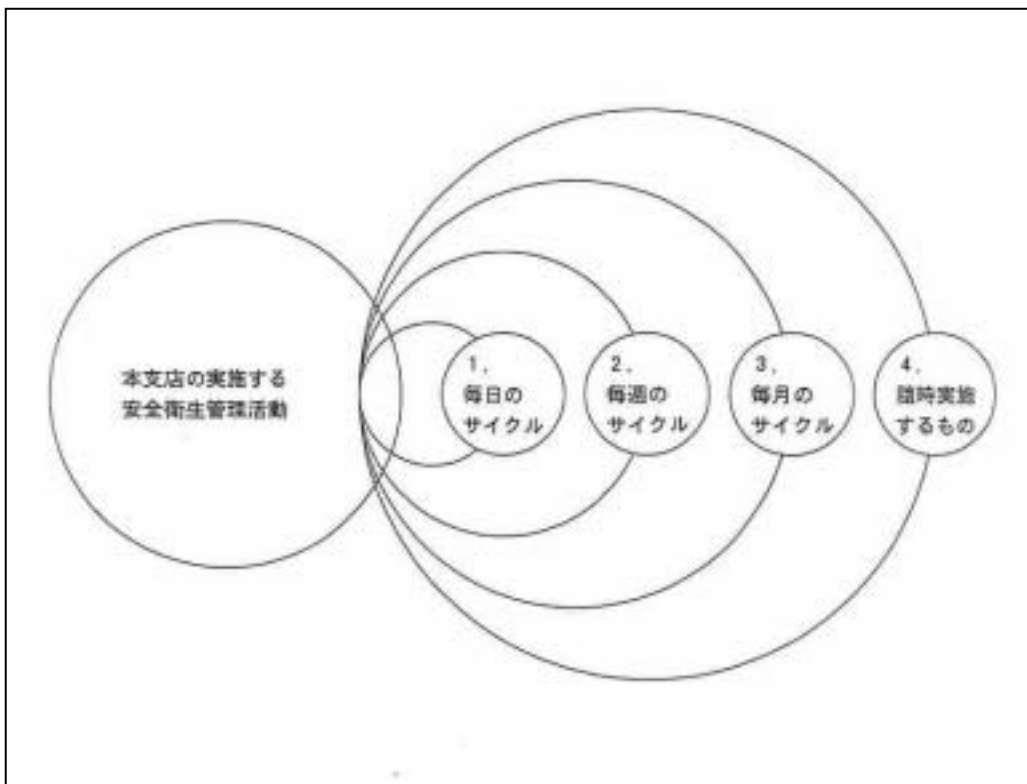


圖 34 安全施工循環自主管理活動的四個週期

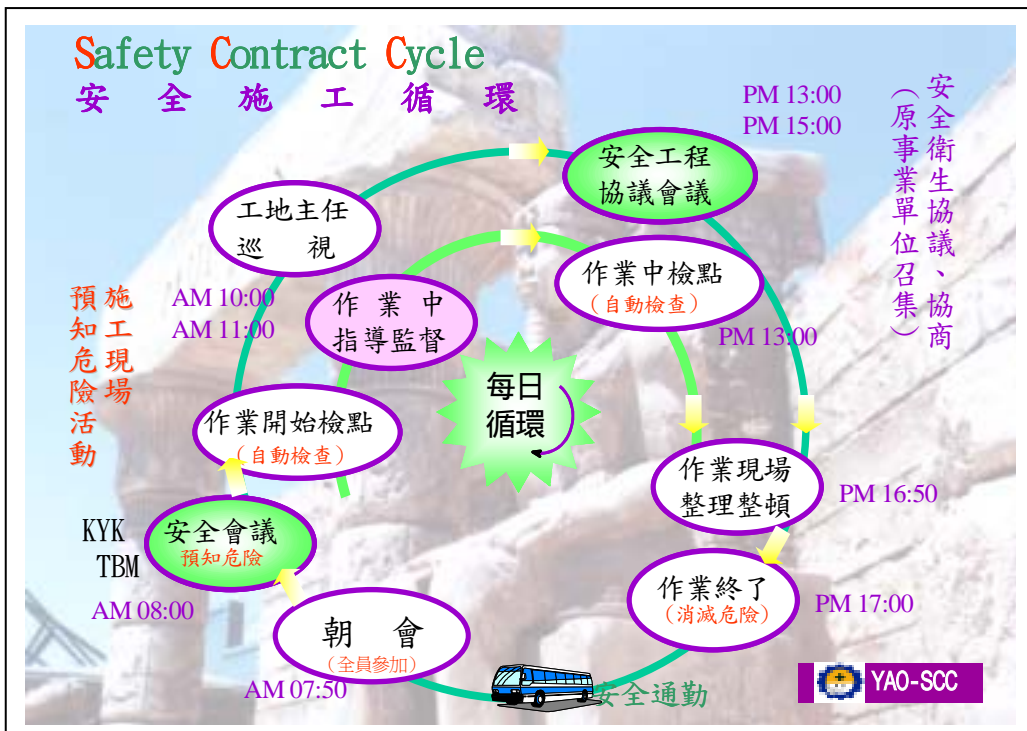


圖 35 安全施工循環自主管理活動（每日循環）



圖 36 拜訪日本高壓氣體保安協會會議室豎有中、日雙方國旗

建災防統一安全標識

建災防は、建設現場で使用する基本的な安全標識を統一し、その普及により建設現場における労働災害防止に資することを目的として、昭和58年9月に「建災防統一安全標識に関する指針」を公表しました。

この建災防統一安全標識は、会員事業場や工事現場の声を踏まえて制作したものです。本年、建災防が創立40周年を迎えることから、記念事業の一環として新たな統一安全標識を追加・制定することとなりました。

新たに加わった統一安全標識（8種類）



現行の統一安全標識（13種類）



圖 37 建設業労働災害防止協會制訂之統一安全標識

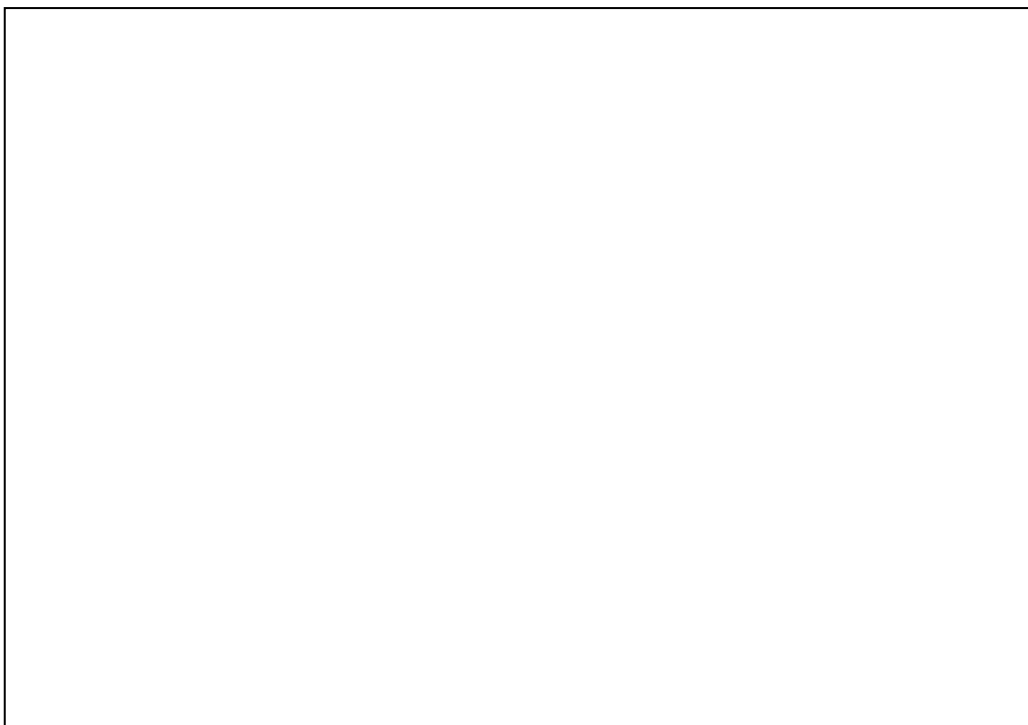


圖 38

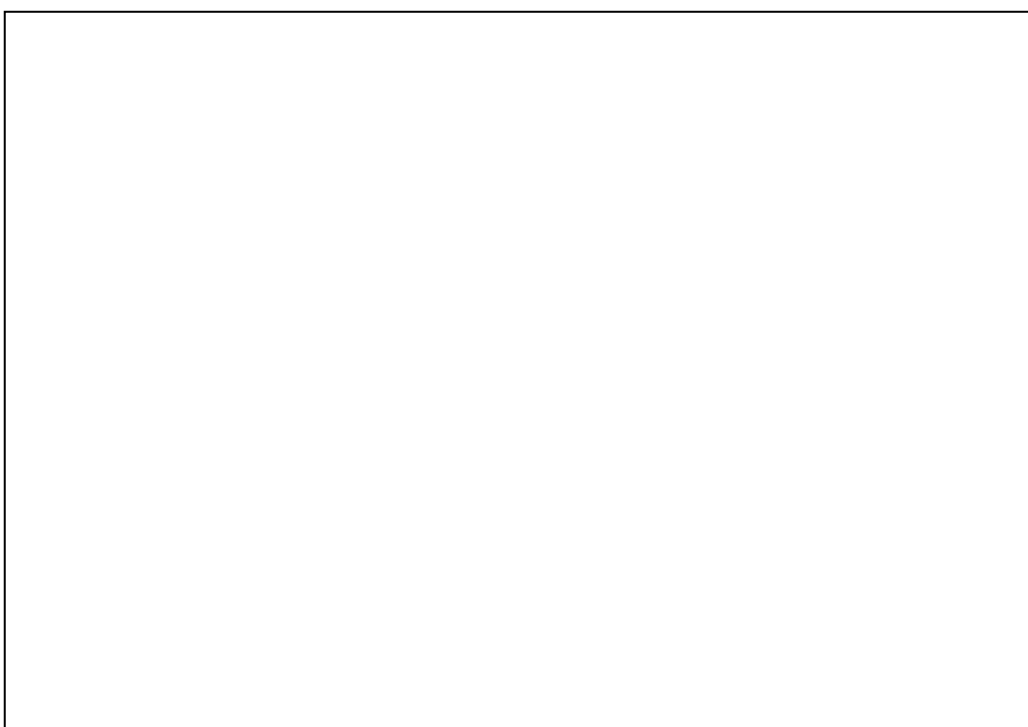


圖 39

表 1 行政院勞工委員會、公共工程委員會會同考察

「日本公共工程防災對策、安全衛生輔導及代行檢查之行政
法人制度」行程表

93.12.17.檢查處之五

日期	時間	考察行程	住宿
12月19日 (日)	日 (日)	出發：台北中正機場 長榮 BR2198(09:00 - 12:55)	東京品川 王子飯店 (Shinagawa Prince Hotel)
12月20日	一 (月)	時間：09：30 拜訪單位： 日本建設業勞動災害防止協會 主題：日本建設業中小企業安全衛生指導制度 (日本建設業防災對策、中小建設業現場指導制度實施情形)	地址： 東京都港區高輪 4-10-30 電話： 002-81-3-3440-1111
		時間：13：30 拜訪單位：日本土木工業協會 主題：日本公共工程發包制度中有關勞動災害防止對策及實務 (公共工程發包相關法令規定、業主防災指導策略、安全衛生經費編列、指名停止制度及運作實務等)	
12月21日	二 (火)	時間：10：30 拜訪單位：國土交通省(因故不克接待， 改交流協會東京本部 主題：日本公共工程發包制度中有關勞動災害防止相關法規	

		時間：14：00 拜訪單位：東京都交通局 主題：東京都地下鐵工程發包實務 （地下鐵工程防災指導策略、安全衛生經費編列、指名停止制度及運作實務等）	
12月22日	三 （水）	時間：10：00 拜訪單位：日本高壓氣體保安協會 主題：特殊法人危險性設備檢查制度 （法人成立依據、危險性設備等檢查制度及運作實務等）	
		政府刊行物中心 （參考圖書資料採購）	
12月23日	四 （木）	返國：東京成田機場 長榮 BR2197(14:00 - 16:50)	

備註：1.考察成員：（勞委會3人、公共工程委員會1人）

領隊：勞委會勞工檢查處 處長傅還然 (0910-234580)

顧問：勞委會顧問 林熾昌 (0938-113299)

公共工程委員會工程管理處 研究員黃英
(0912-823889)

勞委會勞工檢查處科長姚自強
(兼承辦員、0933-928675)

表2 建設業労働災害防止協会会員数趨勢表

会員数の推移表 別添2
平成16年3月31日現在

年度末現在	1号会員数	2号会員数	賛助会員数	分会数
昭和39年	16,379	1,010	-	
40年	24,522	1,010	22	
41年	28,090	1,010	31	
42年	30,010	1,010	38	
43年	30,227	469	36	
44年	31,337	462	42	
45年	38,781	538	46	
46年	41,284	539	56	
47年	42,462	472	61	
48年	45,515	472	67	
49年	52,005	372	71	
50年	52,684	375	75	
51年	51,478	363	75	
52年	50,996	365	76	
53年	52,182	374	73	
54年	53,448	417	73	
55年	55,147	509	73	
56年	55,241	507	73	
57年	58,305	519	77	
58年	57,377	502	74	
59年	58,788	463	84	
60年	59,256	549	87	
61年	64,180	536	89	
62年	64,670	582	92	
63年	66,411	599	94	
平成元年	68,069	618	96	
2年	69,331	618	98	529
3年	70,116	619	97	528
4年	71,310	638	94	527
5年	72,431	644	93	534
6年	74,627	642	93	534
7年	75,390	643	96	535
8年	76,073	625	104	536
9年	75,314	634	104	542
10年	75,006	627	107	541
11年	74,877	612	111	537
12年	74,330	610	107	537
13年	72,797	621	107	536
14年	70,389	615	107	536
15年	67,976	633	102	533

附録一：

労働災害防止団体法

昭和 39 年 6 月 29 日法律第 118 号
改正：昭和 47 年 4 月 28 日法律第 18 号
改正：昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号
改正：昭和 49 年 12 月 28 日法律第 115 号
改正：昭和 61 年 12 月 4 日法律第 93 号
改正：平成 4 年 5 月 22 日法律第 55 号
最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

第一章 総則（第一条 第七条）

第二章 労働災害防止団体

第一節 通則（第八条 第十条）

第二節 中央労働災害防止協会（第十一条 第三十五条）

第三節 労働災害防止協会（第三十六条 第五十条）

第四節 監督（第五十一条 第五十三条）

第五節 補則（第五十四条 第五十六条）

第三章 雑則（第五十七条・第五十八条）

第四章 罰則（第五十九条 第六十三条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するための措置を講じ、もつて労働災害の防止に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「労働災害」とは、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第一号に規定する労働災害をいう。

2 この法律において「指定業種」とは、厚生労働大臣が、労働災害の発生率その他の事情を考慮し、労働政策審議会の意見をきいて指定する業種をいう。

第三条 削除

第五条 削除

第六条 削除

第七条 削除

第二章 労働災害防止団体

第一節 通則

(種類)

第八条 この法律による労働災害の防止を目的として組織された団体(以下「労働災害防止団体」という。)は、次に掲げるものとする。

- 一 中央労働災害防止協会(以下「中央協会」という。)
- 二 労働災害防止協会(以下「協会」という。)

(人格、住所等)

第九条 労働災害防止団体は、法人とする。

- 2 労働災害防止団体の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。
- 3 労働災害防止団体でないものは、その名称中に労働災害防止協会という文字を用いてはならない。
- 4 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)の規定は、労働災害防止団体に準用する。

(登記)

第十条 労働災害防止団体は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二節 中央労働災害防止協会

(業務)

第十一条 中央協会は、労働災害の防止に関し、会員間の連絡及び調整を図るほか、次の業務を行なうものとする。

- 一 事業主、事業主の団体等が行なう労働災害の防止のための活動を促進すること。
- 二 教育及び技術的援助のための施設を設置し、及び運営すること。
- 三 技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。
- 四 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。

- 五 労働者の技能に関する講習を行なうこと。
- 六 情報及び資料を収集し、及び提供すること。
- 七 調査及び広報を行なうこと。
- 八 その他必要な業務を行なうこと。

2 中央協会は、前項の業務のほか、国からの委託を受けて、次の業務を行うことができる。

一 安全衛生教育に従事する指導員の養成及び資質の向上を図るための業務を行うこと。

二 化学物質等で労働者の健康障害を生ずるおそれのあるものの有害性の検査のための業務を行うこと。

三 快適な職場環境の形成に関する情報及び資料の収集及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うこと。

四 民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人であつて、都道府県の区域内において事業者に対する快適な職場環境を形成するための措置に係る技術的な事項についての指導及び援助その他の快適な職場環境の形成の促進に関する業務を行うものに対して、相談、助言その他の援助を行うこと。

3 第一項第三号の業務は、指定業種に属する事業以外の事業の事業主及びその事業主の団体に対して行なうものとする。

4 中央協会は、第一項の業務を行なうにあつては、労働安全衛生法 に基づいて策定された労働災害防止計画に即応するように努めなければならない。

（安全管理士及び衛生管理士）

第十二条 中央協会は、前条第一項の業務のうち労働災害の防止に関する技術的な事項に係るものを行なわせるため、安全管理士及び衛生管理士を置かなければならない。

2 前項の安全管理士及び衛生管理士は、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから選任しなければならない。

（会員の資格）

第十三条 中央協会の会員の資格を有するものは、次に掲げる法人その他の団体とする。

一 協会

二 全国的な事業主の団体で労働災害の防止のための活動を行なうもの

三 前二号に掲げるもののほか、労働災害の防止のための活動を行なう団体で定款で定めるもの

（加入）

第十四条 協会は、すべて中央協会の会員となる。

2 中央協会は、前条第二号及び第三号の法人その他の団体が中央協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入について不当な条件をつけてはならない。

(会費)

第十五条 中央協会は、定款で定めるところにより、会員から会費を徴収することができる。

(設立)

第十六条 中央協会は、全国を通じて一個設立することができるものとする。

(発起人)

第十七条 中央協会を設立するには、その会員になろうとする五以上の法人その他の団体が発起人となることを要する。

(創立総会)

第十八条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともにその会議開催日の一月前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

3 創立総会の議事は、会員の資格を有する法人その他の団体でその会日までに発起人に対して会員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。

4 民法第六十五条 及び第六十六条 (表決権)の規定は、創立総会の議決に準用する。

(設立の認可)

第十九条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び厚生労働省令で定める事項を記載した書面を厚生労働大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(成立の時期等)

第二十条 中央協会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

2 中央協会は、成立の日から二週間以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(定款)

第二十一条 中央協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 業務
- 四 主たる事務所の所在地
- 五 会員の資格に関する事項
- 六 会員の加入及び脱退に関する事項
- 七 会員の権利及び義務に関する事項
- 八 会費に関する事項
- 九 役員に関する事項
- 十 参与に関する事項
- 十一 総会に関する事項
- 十二 会計に関する事項
- 十三 事業年度
- 十四 公告の方法

2 定款の変更は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第二十二条 中央協会に、役員として、会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

2 会長は、中央協会を代表し、その業務を総理する。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、中央協会の業務及び経理の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(役員任免及び任期)

第二十三条 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する、ただし、設立当時の役員は、創立総会において選任する。

2 会長の任期は、三年以内において定款で定める期間とし、理事及び監事の任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の役員の任期は、一年六月以内において創立総会で定める期間とし、設立当時の理事及び監事の任期は、一年以内において創立総会で定める期間とする。

3 役員は、再任されることができる。

(監事の兼職の禁止)

第二十四条 監事は、会長、理事又は中央協会の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第二十五条 中央協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が中央協会を代表する。

(決算関係書類の提出等)

第二十六条 会長は、通常総会の開催日の一週間前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

(参与)

第二十七条 中央協会に、参与を置く。

2 参与は、中央協会の業務の運営に関する重要な事項に参与する。

3 参与は、労働災害の防止に関し学識経験がある者のうちから、会長が委嘱する。

4 前三項に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は、定款で定める。

(総会の招集)

第二十八条 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

(総会の議決事項)

第二十九条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- 三 解散
- 四 会員の除名
- 五 その他定款で定める事項

(総会の議事)

第三十条 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前条第一号、第三号及び第四号の事項に係

る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(総会に関する民法 の準用)

第三十一条 民法第六十一条第二項 (臨時総会招集請求権) 第六十二条 (総会招集の手續) 第六十四条 (総会の決議事項) 第六十五条及び第六十六条 (表決権) の規定は、中央協会の総会に準用する。

(解散)

第三十二条 中央協会は、次の理由によつて解散する。

一 総会の議決

二 破産

三 設立の認可の取消し

2 中央協会は、前項第一号の規定により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(清算人)

第三十三条 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同条同項第三号の規定による解散の場合には厚生労働大臣が選任する。

第三十四条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、厚生労働大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。

3 残余財産は、労働災害の防止のための活動を行なう団体に帰属させなければならない。

(解散及び清算に関する民法 等の準用)

第三十五条 民法第七十条 (法人の破産) 第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条 (解散に係る部分を除く。) 及び第八十三条 (清算) 並びに非訟事件手続法 (明治三十一年法律第十四号) 第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ第二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條 (法人の清算の監督) の規定は、中央協会の解散及び清算に準用する。

第三節 労働災害防止協会

(業務)

第三十六条 協会は、次の業務を行なうものとする。

一 労働災害防止規程を設定すること。
二 会員に対して、労働災害の防止に関する技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。

2 協会は、前項の業務のほか、当該指定業種に係る労働災害の防止に関し、次の業務を行なうことができる。

一 機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。
二 労働者の技能に関する講習を行なうこと。
三 情報及び資料を収集し、及び提供すること。
四 調査及び広報を行なうこと。
五 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

3 協会は、前二項の業務のほか、厚生労働大臣の要請があつたときは、当該指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体が会員でないものに対して第一項第二号の業務を行なうことができる。

4 第十一条第四項及び第十二条の規定は、協会に準用する。この場合において、第十一条第四項中「第一項」とあり、第十二条第一項中「前条第一項」とあるのは、「第三十六条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

(労働災害防止規程)

第三十七条 労働災害防止規程には、次の事項を定めるものとする。

一 適用範囲に関する事項
二 労働災害の防止に関し、機械、器具その他の設備、作業の実施方法等について講ずべき具体的な措置に関する事項
三 前号の事項の実施を確保するための措置に関する事項

2 協会が労働災害防止規程に違反した会員に対する制裁の定めをする場合には、これに関する事項は、労働災害防止規程に定めなければならない。

(労働災害防止規程の認可)

第三十八条 労働災害防止規程は、厚生労働大臣の認可を受けなければその効力を生じない。その変更についても、同様とする。

2 厚生労働大臣は、前項の認可の申請に係る労働災害防止規程が次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 内容が法令に違反しないこと。
二 設定又は変更の手続が法令及び定款に違反しないこと。
三 不当に差別的でないこと。
四 労働者の利益を不当に害するおそれがないこと。

3 厚生労働大臣は、労働災害防止規程が前項各号のいずれかに適合しなく

なつたと認めるときは、当該協会に対してその労働災害防止規程を変更すべきことを命じ、又は第一項の認可を取り消さなければならない。

4 厚生労働大臣は、第一項の認可に関する処分又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、労働政策審議会の意見を聞かなければならない。

(労働災害防止規程の廃止の届出)

第三十九条 協会は、労働災害防止規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(関係労働者等の意見の聴取)

第四十条 協会は、労働災害防止規程を設定しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者を代表する者及び労働災害の防止に関し学識経験がある者の意見を聞かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(会員の順守義務等)

第四十一条 会員は、労働災害防止規程を守らなければならない。

2 会員である事業主の事業に係る就業規則は、労働災害防止規程に反するものであつてはならない。

3 前二項の規定は、労働災害防止規程が会員の事業について適用される労働協約と抵触するときは、その限度においては、適用しない。

(会員)

第四十二条 協会の会員の資格を有するものは、当該指定業種に属する事業の事業主及びその事業主の団体とする。

2 第十四条第二項及び第十五条の規定は、協会に準用する。

(設立)

第四十三条 協会は、指定業種ごとに設立することができるものとする。

2 協会は、事業主である会員が当該指定業種に属する事業に常時使用する労働者の総数が、当該指定業種に属するすべての事業に常時使用される労働者の総数に厚生労働省令で定める率を乗じて得た数をこえることとなるときでなければ、設立することができない。

(発起人)

第四十四条 協会を設立するには、その会員になろうとする二十人以上のものが発起人となることを要する。

(設立に関する準用)

第四十五条 第十八条から第二十条までの規定は、協会の設立に準用する。

(定款)

第四十六条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 業務
- 四 主たる事務所の所在地
- 五 会員の資格に関する事項
- 六 会員の加入及び脱退に関する事項
- 七 会員の権利及び義務に関する事項
- 八 会費に関する事項
- 九 役員に関する事項
- 十 参与に関する事項
- 十一 総会及び総代会に関する事項
- 十二 会計に関する事項
- 十三 事業年度
- 十四 公告の方法

2 第二十一条第二項の規定は、協会の定款の変更に準用する。

(役員等)

第四十七条 協会に、役員として、会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

2 協会に、参与を置く。

3 第二十二條第二項から第四項まで及び第二十三條から第二十六條まで並びに第二十七條第二項から第四項までの規定は、協会の役員及び参与に準用する。

(総会)

第四十八条 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- 三 労働災害防止規程の設定、変更又は廃止

四 解散

五 会員の除名

六 その他定款で定める事項

4 第三十条並びに民法第六十一条第二項（臨時総会招集請求権）、第六十二条（総会招集の手續）、第六十四条（総会の決議事項）、第六十五条及び第六十六条（表決権）の規定は、協会の総会に準用する。この場合において、第三十条中「前条第一号、第三号及び第四号」とあるのは、「第四十八条第三項第一号及び第三号から第五号まで」と読み替えるものとする。

（総代会）

第四十九条 会員の総数が三百人をこえる協会は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

2 総代は、定款で定めるところにより、会員のうちから選挙されなければならない。

3 総代の定数は、その選挙の時における会員の総数の十分の二（会員の総数が千人をこえる協会にあつては、二百人）を下つてはならない。

4 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5 総会に関する規定は、総代会に準用する。ただし、総代会においては、解散の議決をすることができない。

6 総代会においては、総代の選挙（補欠の総代の選挙を除く。）をすることができない。

（解散及び清算に関する民法等の準用）

第五十条 第三十二条から第三十四条まで並びに民法第七十条（法人の破産）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）及び第八十三条（清算）並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條（法人の清算の監督）の規定は、協会の解散及び清算に準用する。

第四節 監督

（決算関係書類の提出）

第五十一条 労働災害防止団体は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 労働災害防止団体は、前項の規定により同項に規定する書類を厚生労働大臣に提出するときは、当該書類に関する監事の意見書を添付しなければならない。

ない。

(報告等)

第五十二条 厚生労働大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、労働災害防止団体に対して、その業務に関し必要な報告を命じ、又はその職員に、労働災害防止団体の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告等)

第五十三条 厚生労働大臣は、労働災害防止団体の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その労働災害防止団体に対してこれを是正すべきことを勧告し、及びその勧告によつてもなお改善されない場合に次の各号のいずれかに掲げる処分をすることができる。

一 業務の全部又は一部の停止を命ずること。

二 設立の認可を取り消すこと。

2 厚生労働大臣は、協会が第四十三条第二項に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その設立の認可を取り消すことができる。

第五節 補則

(補助)

第五十四条 政府は、労働災害防止団体に対して、労働保険特別会計の労災勘定の予算の範囲内において、その業務に要する費用の一部を補助することができる。

(関係行政庁との連絡)

第五十五条 労働災害防止団体は、その業務を行なうにあつては、関係行政庁と密接に連絡するものとする。

(秘密保持義務)

第五十六条 安全管理士及び衛生管理士又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 労働災害防止団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者でその

職務に関して前項の秘密を知り得たものも、同項と同様とする。

第三章 雑則

(鉱山に関する特例)

第五十七条 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四条に規定する鉱業に係る業種の指定に関しては、第二条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣及び経済産業大臣」と、「労働政策審議会」とあるのは「労働政策審議会及び中央鉱山保安協議会」とする。

2 鉱業法第四条に規定する鉱業に係る協会に関しては、第二章（労働災害防止規程に係る部分及び第五十二条を除く。）中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣及び経済産業大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「厚生労働省令、経済産業省令」と、第五十二条中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は経済産業大臣」とする。

(適用除外)

第五十八条 この法律は、国及び地方公共団体が行う事業については、適用しない。

2 第二章（労働災害防止規程に係る部分に限る。）の規定は、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項及び第四項の規定による鉱山における保安（衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。）に関しては、適用しない。

3 この法律は、船員法（昭和二十二年法律第百号）の適用を受ける船員に関しては、適用しない。

第四章 罰則

第五十九条 第五十六条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十条 第五十二条第一項の規定により報告を命ぜられて、報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした労働災害防止団体の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づいて労働災害防止団体が行うことができる業務以外の業務を行つたとき。

二 第十条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十四条第二項(第四十二条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

四 第三十四条(第五十条において準用する場合を含む。)の認可を受けないで財産処分をしたとき。

五 第三十五条又は第五十条において準用する民法の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

六 第三十五条又は第五十条において準用する民法の規定による破産宣告の請求をしなかつたとき。

七 第五十一条第一項に規定する書類を同項に規定する期間内に提出しなかつたとき。

八 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書又は財産目録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第六十三条 第九条第三項の規定に違反したもの(法人その他の団体であるときは、その代表者)は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章第一節の規定は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四七年四月二八日法律第一八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度の予算から適用する。

附 則 (昭和四七年六月八日法律第五七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分等の効力の引き継ぎ)

第三条 この法律の施行前にこの法律による改正前の労働基準法又は労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十九年法律第百十八号)(これらに基づく命令を含む。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この法律(これに基づく命令を含む。)の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第二十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和四九年一二月二八日法律第一一五号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法別表第一(同法第二十二條の三第三項及び第二十二條の四第三項において準用する場合を含む。)及び別表第二(同法第二十二條の三第三項において準用する場合を含む。)の規定、第二條の規定による改正後の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第四十二條第一項(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十五号)附則第四條第一項においてその例によることとされる場合を含む。)の規定、第四條の規定による改正後の船員保険法の規定、附則第七條の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第七十二号)附則第十條の規定並びに附則第九條の規定による改正後の厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十二号)附則第十條第三項の規定は、昭和四十九年十一月一日から適用する。

附 則 (昭和六一年一二月四日法律第九三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年五月二二日法律第五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成四年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定(労働安全衛生法の目次の改正規定、同法第一条、第三条第一項、第二十八条及び第六十四条の改正規定、同法第七章の次に一章を加える改正規定並びに同法第百六条第一項の改正規定に限る。) 第二条の規定並びに附則第四条から第六条までの規定及び附則第八条の規定(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号) 第四十五条第三項の改正規定中「第六十四条」を「第六十五条」に改める部分及び「第六十八条」の下に「、第七十一条の二」を加える部分並びに同条第十四項の改正規定中「第二十八条第五項」を「第二十八条第四項」に改める部分及び「第七十条の二第二項」の下に「、第七十一条の三第二項、第七十一条の四」を加える部分に限る。) は、平成四年七月一日から施行する。

(労働災害防止団体法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第二条の規定の施行の際現に労働災害防止団体の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

第五条 労働災害防止団体の平成三年四月一日に始まる事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定) の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附録二：

平成15年度 建設業労働災害防止実施計画

1 趣 旨

当協会は、国が策定した第10次労働災害防止計画を基本にして、平成15年度を初年度とする「建設業の労働災害防止に関する中期計画と今後の展望」を策定した。

今般、この中期計画に基づき、平成15年度において会員及び協会が実施する労働災害防止のための重点実施事項、重点実施事業、建設現場における主要災害防止の具体的対策等を定めた「平成15年度建設業労働災害防止実施計画」を策定した。

現在、建設業界では、建設投資額の減少や利益率の低下など、厳しい経営環境に直面し、安値受注という現象がみられるほど市場競争が激化し、企業においてはコストの縮減が進むなか、ややもすると安全衛生活動への取り組み意欲の低下が懸念される状況にある。

このような時にこそ、経営首脳者は、自ら安全に関する明確なビジョンを示し、これを現場の作業員一人ひとりに浸透させる「安全最優先」の姿勢を示すことが必要であり、また、現下の建設業の厳しい環境に対応するため、建設企業は、企業経営と一体となった安全衛生管理を進め、企業の安全管理活動の効率性と確実性を同時に求められている。

平成15年度においては、安全運動の原点に立ち返り、安全衛生の意義、重要性を再認識し、関係者の安全衛生意識の一層の高揚を図るとともに、企業の安全衛生管理活動を企業の組織活動にシステムとして組み込んだ「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」の普及促進を重点に安全衛生活動を推進することとする。

会員は、これらを踏まえて各事業場の実態に即した安全衛生管理計画を策定し、積極的に労働災害防止活動を実施することにより、労働災害のない快適な職場環境の形成に努めるものとする。

2 計画の基本方針

平成15年度は、次の事項を重点に労働災害防止活動を推進していくこととする。

1. 「安全衛生意識の高揚」
2. 「安全衛生教育の一層の推進」
3. 建設業労働安全衛生マネジメントシステムの導入・実施
4. 協会が主唱する次の強調運動の積極的な推進

- (1) 三大災害（墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、崩壊・倒壊災害）絶滅運動
- (2) 安全施工サイクル
- (3) 低層住宅建築工事安全・快適化推進運動

3 重点実施事項

1. 会員が実施する事項

- (1) 安全衛生管理体制の確立等
 - 1) 店社及び作業所等の安全衛生管理体制の確立を図る。
 - 2) 店社の安全衛生に関する工事の事前評価体制を確立し、計画段階における安全衛生対策を確保する。
 - 3) 店社及び作業所安全衛生管理計画を策定し、推進する。
 - 4) 中小規模作業所の統括安全衛生管理の徹底を図る。
 - 5) 中小総合工事業者の安全衛生水準の向上及び関係請負人への指導力向上を図るため、「中小総合工事業者指導力向上事業」の効果的な活用を図る。
- (2) 「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」の導入・実施
- (3) 安全衛生教育の実施等
 - 1) 職長・安全衛生責任者教育の実施
 - 2) 各級各層管理者等に対する社内安全衛生教育の実施
 - 3) 作業主任者技能講習等への参加による安全衛生意識を十分身につけた技能者（安全技能者）の育成
 - 4) 事業者による雇入れ教育、送り出し教育、新規入場者教育等の実施
 - 5) 危険有害業務従事者特別教育及び職業性疾病予防のための労働衛生教育の実施
 - 5) 元方安全衛生管理者、作業主任者等安全衛生管理業務並びに危険有害業務に従事する者に対する能力向上教育等の実施
- (4) 専門工事業者の自立的安全衛生活動の推進
- (5) 木造家屋等低層住宅建築工事における安全衛生対策の徹底
- (6) 交通労働災害防止対策の実施
- (7) 職業性疾病予防対策の実施
- (8) ヒューマンファクターに起因する労働災害防止対策並びに高年齢労働者に対する労働災害防止対策の実施
- (9) 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成
- (10) 労働災害防止大会への参加を契機とした安全衛生意識の一層の高揚

2. 協会が実施する事項

協会は、会員が行う労働災害防止活動を支援し、建設業における労働災害防止対策の一層の推進を図るため、次の事業等を実施する。

- (1) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS(コスモス))普及促進事業
- (2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS(コスモス))評価サービス事業
- (3) 都道府県支部が実施する技能講習及び職長・安全衛生責任者教育、特別教育等の一層の充実
- (4) 建設業安全衛生教育センターを中心とした安全衛生教育活動の一層の充実
- (5) 「三大災害絶滅運動」及び「安全施工サイクル運動」の促進のための広報活動の充実
- (6) 低層住宅建築工事安全・快適化推進運動の展開
- (7) 労働災害の発生傾向を踏まえた重点的安全衛生対策の推進
 - 1) 足場先行工法及び手すり先行足場組立工法の普及促進
 - 2) 土止め先行工法の普及促進及び切土等作業での斜面崩壊に対する効果的な対策の検討
 - 3) クレーン機能付きドラグショベル、危険検知システム及び転倒時の防護装置の普及促進
 - 4) 粉じん障害・石綿ばく露防止対策、一酸化炭素中毒、有機溶剤中毒等防止対策の推進

- (8) 国からの委託事業の効果的な展開と推進
 - 1) 中小総合工事業者指導力向上事業の推進
 - 2) 専門工事業者安全管理活動等促進事業の推進
 - 3) 木造家屋等低層住宅建築工事安全対策推進モデル事業の推進
 - 4) 安全優良職長ネットワーク事業の推進

- (9) 交通労働災害防止対策の促進
- (10) ヒューマンファクターに起因する労働災害防止対策並びに高年齢労働者に対する労働災害防止対策の促進
- (11) 本部及び都道府県支部等が実施する建設業労働災害防止大会の一層の充実
- (12) 職業性疾病予防対策の促進
- (13) 建設現場における快適職場形成の促進
- (14) 会員等のニーズに応じた調査研究活動の推進
- (15) 安全衛生に関する情報の提供

附録三：

社団法人 日本土木工業協會 労働安全委員會

委員長 竹中 康一
< 株式会社竹中土木 社長 >

< 平成 17 年度事業計画 >

建設工事に携わる関係者の労働災害、職業性疾病の防止対策の着実な実施、労働環境の改善および建設労働者の福祉向上等を目指し、以下の調査研究、啓発活動を推進する。

(1) 労働災害防止への取組み

労働災害の一層の減少を図るため、**日建連**、**建築協**、**電建協**、**鉄建協**と共同で工事繁忙期の 1 1 月に、会員企業の全現場を対象とする「災害防止対策特別活動」を実施する。

活動内容は国土交通省が推進する「建設工事における多発事故に対する重点対策」のテーマ（墜落・重機・交通・飛来落下・法面）に呼応した活動を行うとともに、15 年度を初年度とし 19 年度を目標年度に定めた厚生労働省の「第 10 次労働災害防止計画」の目標である**労働災害総件数 20% 以上削減**に資する活動を展開する。具体的には、現場パトロールの実施および啓発ポスター、リーフレットの配布を行う。

また、会員企業の 16 年における「労働災害状況調査」および最も事故比率の高い墜落災害についての実態調査を実施するほか、協会ホームページに労働災害防止啓発資料を公開し、会員企業および関係協力会社に、安全教育の教

材として活用の促進を図る。

さらに、国土交通省の「建設工事事故対策委員会」等の行政機関、関係団体が行う労働災害防止対策の委員会へ積極的に参加、検討に協力するとともに、会員企業への周知啓発に努める。

(2) 職業性疾病防止への取組み

トンネル工事における粉じん障害防止対策について、厚生労働省より12年12月に示達された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」等の趣旨に鑑み、トンネル工事等でのじん肺の発生および進行を防止する活動を推進する。

同省の「第10次労働災害防止計画」で定められている、じん肺等の職業性疾病の減少、撲滅を目標に、9月をトンネル工事の「粉じん障害防止対策推進強化月間」と定め、厚生労働省、国土交通省の後援を得ながら電建協、鉄建協と共同で会員企業のすべてのトンネル作業所へ啓発ポスター、リーフレットの配布を行うとともに、本・支部合同パトロールを実施する。

また、行政機関、関係団体等が行う各種のトンネル工事における粉じん発生作業の労働環境改善に向けた技術開発、施策の立案等の検討に積極的に参加、協力するとともに会員企業への周知啓発に努める。

(3) 女性の坑内労働開放に向けた取組み

労働基準法で禁止されている女性の坑内労働については、16年9月30日に同規定の見直しに関する要望書を日建連、全建と連名で厚生労働省へ提出したが、ひきつづき、法改正の実現に向けた活動を展開する。

(4) 労災保険制度改善への取組み

労災保険制度における安全優良企業に対する労災保険料率の優遇措置の導入、労災保険料率の引下げ等を目指した活動をひきつづき推進する。

(5) いわゆる「労災かくし」の撲滅に向けた取組み

いわゆる「労災かくし」の撲滅に向けて、趣旨ポスターの配布等を通じた活動を継続展開する。

(6) 労働福祉・労働基準改善への取組み

労働基準法・労働安全衛生法ならびに労働者災害保険法等の関連法令における現状と実態の乖離・問題点の抽出に努め改善策を検討する。

また、労務安全管理の手法の一つである建設ICカードシステムの有効性について調査研究を行う。

(7) 五団体合同安全公害対策本部の活動

建設工事現場の点検・指導、本・支店安全担当者および現場管理者に対する講習、教育資料の作成、広報活動を積極的に推進する。また、本・支部合同点検、支部講習会への講師派遣等を通じ、支部の活動を積極的に支援する。

(8) 海洋工事の安全の確保と公害防止対策の推進

海洋工事は、海洋特有の気象、海象の条件、輻輳する船舶交通のもとでの危険を伴う作業であり、また、貴重な海洋環境において実施されるものであることから、特に安全の確保と公害防止の対策が要請される。

このため、17年度は、海洋開発工事安全公害対策本部を通じ現在施工中の関西国際空港2期事業、新海面処分場建設事業、大阪夢洲トンネル建設事業および東京港臨海道路建設事業を中心に積極的な活動を展開する。

附録四：蒲公英計畫



たんぼぼ計画のあらまし

たんぼぼ計画

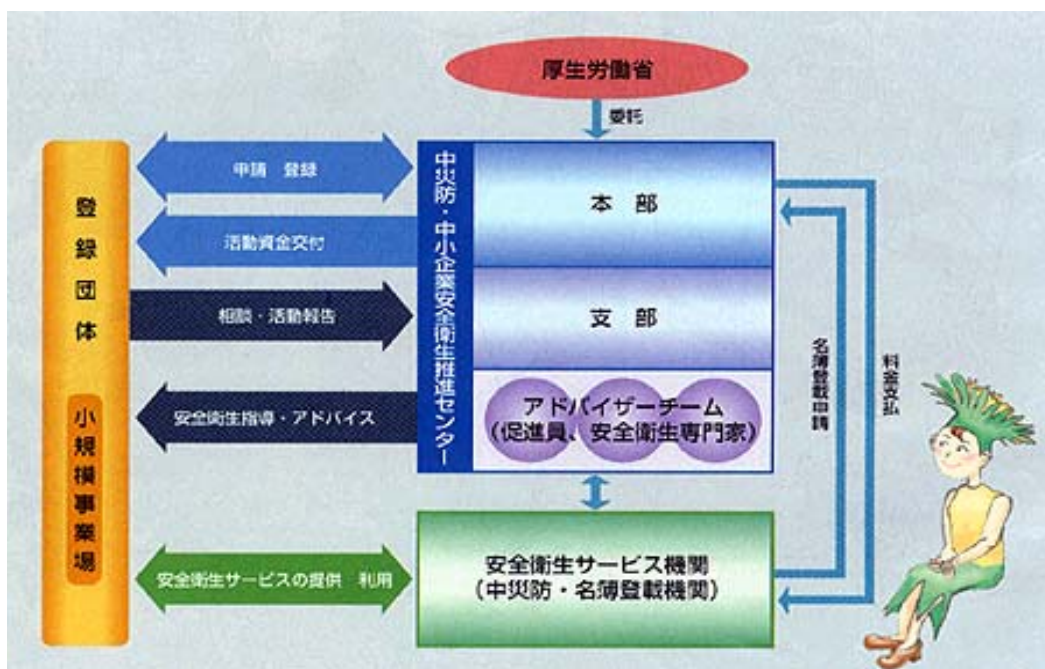
たんぼぼ計画」は、小規模事業場の安全衛生活動を支援します！

たんぼぼ計画は、中央労働災害防止協会（中災防）が、厚生労働省から委託を受け小規模事業場の労働災害の防止、労働安全衛生水準の向上を目指して、平成11年度より実施している「団体安全衛生活動援助事業」の愛称です。

たんぼぼ計画は、中小企業の団体及びその構成員である小規模事業場の安全衛生活動を支援するための新しい支援システムで、新時代に向けて、小規模事業場に安全衛生のタネをまき、育てていく事業です。

たんぼぼ計画が支援する中小企業の団体は、厚生労働省が選定し、中災防が登録した団体（登録団体）です。登録団体は、中災防のアドバイスのもとに安全衛生活動計画を策定し、安全衛生活動を実施します。その費用は中災防が負担します。

このたんぼぼ計画の実施・運営に当たっているのは、中災防・中小企業安全衛生推進センター（本部、9ブロック支部、38都道府県支部）です。



「たんぼぼ計画」支援の内容

1 登録初年度及び2年度団体に対する支援

- (1) アドバイザーチームによる団体安全衛生活動への支援
各支部に安全衛生の専門家等からなる「アドバイザーチーム」を登録団体ごとに編成し、登録団体が実施する安全衛生活動をサポートします。
- (2) 団体活動資金の援助
登録団体が団体安全衛生活動を実施するために必要な資金を「団体活動資金」として交付し、援助します。
- (3) 安全衛生サービスの提供
登録団体の構成事業場である小規模事業場に対し、安全衛生診断等、安全衛生教育、特定自主検査、特殊健康診断等、作業環境測定等の安全衛生サービスを提供します。
- (4) 経営者安全衛生講習会の開催及び安全衛生図書・資料等安全衛生情報の提供
登録団体及び構成事業場を対象に**経営者安全衛生講習会**を開催し、また、安全衛生図書・資料、ポスター等の配布を行い、登録団体及び構成事業場の安全衛生活動を促進します。

2 アフターケア

たんぼぼ計画を通じて2年間にわたって安全衛生活動を実施してきた団体を対象に、団体が安全衛生活動を継続して行う上で必要な活動体制整備のための支援を、さらに1年間実施します。

たんぼぼ計画の支援を受けるためには、まず**団体の登録**が必要です。

たんぼぼ計画に参加し、各種の援助、サービスなどの支援を受けるには、「登録団体」となることが必要です。登録団体とは、厚生労働省が選定し、中災防に登録された団体のことです。

「たんぼぼ計画」団体登録

1 登録要件

安全衛生活動の推進を目的とした団体であって、次の要件に該当する団体です。

- (1) 中小企業者(資本金1億円以下または**労働者数300人以下の事業主**)の事業場であり、かつ、主として製造業の事業場を構成員としている団体で

あること。

- (2) 団体の全構成員の半数程度以上が小規模事業場(中小企業者の事業場であって労働者数が50人未満の事業場)であり、かつ、その構成小規模事業場数が10~100程度の団体であること。
- (3) 地域的にまとまりのある団体であること。
- (4) 団体としての規約、役員、事務所が定められ、また、団体規約には会計監査の規程が盛り込まれていること。

対象となる団体又は母体団体等の例

ア 工業団地

イ 事業協同組合など

ウ 商工会、商工会議所など

エ 企業系列団体

オ 地区労働基準協会

カ プレス安全協議会、粉じん対策協議会などの労働災害防止のための団体
たんぼぼ計画への参加を希望する団体は、最寄の都道府県労働局安全衛生主務課もしくは労働基準監督署にお問合せ下さい。

2 団体の登録手続き

- (1) 厚生労働省は、登録候補団体を中災防に通知します。通知を受けた中災防は登録候補団体へ団体登録申請書等の書類を送付するとともに、登録候補団体所在地の中小企業安全衛生推進センター支部のアドバイザーチームが団体登録の手続き等について直接説明します。
- (2) 登録候補団体は、団体登録申請書(添付書類を含む)に必要事項をご記入のうえ、3月15日までに中小企業安全衛生推進センター支部に提出します。
- (3) 中災防は、提出された団体登録申請書を審査のうえ、原則として4月1日付けで登録し、登録した団体に団体登録通知書を送付します。

3 登録日・登録期間

団体の登録日は原則として4月1日付けとし、登録の期間は、登録初年度及び2年度の2年間の支援期間と、2年間の支援を終了した団体に対する1年間のアフターケアを合わせて3年間です。

団体安全衛生活動への支援

(初年度、2年度の登録団体)

たんぼぼ計画では、登録団体が実施する次の団体安全衛生活動に必要な経費を団体活動資金として援助します。登録団体はアドバイザーチームの指導、助言のもとに、団体安全衛生活動の計画を策定・実施し、登録団体及び構成事業場の安全衛生水準の向上を目指します。

1 団体安全衛生活動（必須活動）

団体の安全衛生活動を推進するうえで、必ず実施しなければならない管理活動です。

(1) 運営委員会の開催

登録団体は、安全衛生活動の推進のため、「運営委員会」を設置します。

運営委員会は、年4回以上開催し、たんぽぽ計画の中心的な役割を担います。

(運営委員会の役割)

団体安全衛生活動計画の策定、実施、評価等

構成小規模事業場の安全衛生サービスの利用に係る調整及び承認

団体活動資金の経理・管理

その他団体安全衛生活動の推進に関すること

(2) 構成事業場会議の開催

登録団体は、構成事業場にたんぽぽ計画の趣旨や策定した安全衛生活動計画の内容等について、理解を深めていただくことを目的に、「構成事業場会議」を年1回以上開催します。

(3) 安全衛生活動実態調査の実施

登録団体は、構成事業場の安全衛生活動に関する実態調査を行い、安全衛生の問題点、課題あるいはニーズ等を明らかにし、安全衛生活動計画の策定・実施に反映させます。

調査は、登録団体の構成事業場を対象に、登録初年度の初めに1回目、2年度の終了時に2回目、アフターケアの終了時に3回目の計3回を実施します。

2 日常の安全衛生活動

登録団体が計画し、構成事業場に参加を求め実施する活動です。

（活動例） 相互安全衛生パトロール

災害事例等検討会

その他登録団体が行う安全衛生活動等

3 団体活動指導者等養成

団体の安全衛生活動を推進する指導者等を養成のため、安全衛生教育機関が行う安全衛生教育を受講・参加する活動です。

援助の対象となる安全衛生教育は、中小企業安全衛生指導員コース、RST講座及びインストラクター・トレーナー教育などたんぽぽ計画が指定した教育です。

登録団体の構成事業場においても計画的な安全衛生活動の定着を図るため、「安全衛生活動計画」を策定し、これに基づき、事業場内の安全衛生活動に取り組んでいただきます。

2 団体活動資金の補助

(対象：初年度、2年度の登録団体)

たんぼぼ計画は、登録団体が 必須活動として行う安全衛生管理活動のほか、団体が団体安全衛生活動計画に基づき行う日常の安全衛生活動及び 団体として必要な指導者等の養成活動の実施に必要な経費の一定額を「団体活動資金」として援助します。

1 団体活動資金の援助申請・交付

- (1) 登録団体は、登録初年度の4月1日付けで中災防と援助契約を締結し、毎年度の初めに団体安全衛生活動計画及び活動経費見積を作成（中災防が年度初めに対象小規模事業場数等を勘案し150～350万円程度の範囲で各団体に提示した枠内で作成）し、中小企業安全衛生推進センター支部に援助申請書を提出します。
- (2) 中災防は、登録団体からの援助申請を基に団体安全衛生活動計画等を審査し、援助決定して団体活動資金を年2回に分けて交付します。
- (3) 登録団体の代表は、団体安全衛生活動計画の実施を統括し、団体活動資金の管理をしていただきます。

2 団体活動資金の利用

交付を受けた団体活動資金は、団体安全衛生活動計画に従い、次の活動経費として利用できます。なお、団体活動資金を利用した活動期間は、毎年度、2月末日までです。

- (1) 登録団体の事務局の活動経費
団体安全衛生責任者の謝金、通信費、活動のための連絡調整旅費など
- (2) 運営委員会の活動経費
会場費、委員旅費、会議費、講師謝金、講師旅費など
- (3) 登録団体が実施する日常安全衛生活動の経費
相互安全衛生パトロール、災害事例検討会、職長教育など団体で行う活動の実施経費（会場費、講師謝金、講師旅費など）

- (4) 団体活動指導者等の養成経費
受講料や参加のための交通費など

③ 安全衛生サービスの提供

(対象：初年度、2年度の登録団体)

たんぽぽ計画は、登録団体の構成事業場である小規模事業場(以下「対象小規模事業場」という。)に対し、安全衛生サービスを提供しています。対象小規模事業場は、たんぽぽ計画が提供する安全衛生サービスを利用して、職場環境、機械の安全、従業員の能力、健康等を改善し、安全衛生活動水準の向上を目指します。

安全衛生サービスの提供は、中災防のほか、中災防がたんぽぽ計画の名簿に登載した安全衛生サービス機関が行います。

安全衛生サービスの利用料金は、中災防が負担します。

1 提供する安全衛生サービスの種類

対象小規模事業場が利用することができる安全衛生サービスは、次の5種類です。

(1) 安全衛生診断等

中災防またはたんぽぽ計画の名簿に登載された労働安全・衛生コンサルタント事務所が行う次のサービスを受けることができます。

ア 安全衛生診断

事業場の安全衛生管理、機械設備の安全、作業環境の改善、作業方法・作業手順の安全等、所定の項目について、診断を実施し、現状の問題箇所と改善策の提案を事業場に報告します。

イ 機械設備の点検基準、作業標準の作成と指導

機械設備の(日常)点検基準、作業標準を、事業場の実態に合わせた形で作成し、事業場を指導します。

(2) 安全衛生教育

中災防またはたんぽぽ計画の名簿に登載された安全衛生教育機関が実施する次の安全衛生教育を受講することができます。

ア 能力向上教育等

イ 職長教育等

ウ 特別教育等

エ 技能講習

(3) 特定自主検査

たんぼぼ計画の名簿に登載された検査業者による次の特定自主検査を受けることができます。

ア 動力プレス機械

イ フォークリフト

(4) 特殊健康診断等

中災防またはたんぼぼ計画の名簿に登載された特殊健康診断機関による特殊健康診断を受けることができます。

また、労働者数が10人未満の事業場では、深夜業務従事者に対する定期健康診断を受けることができます。

(5) 作業環境測定等

中災防またはたんぼぼ計画の名簿に登載された作業環境測定機関による作業環境測定等を受けることができます。

2 安全衛生サービスの利用

(1) サービスの利用期間

対象小規模事業場が安全衛生サービスを利用できる期間は、毎年度、2月末日までです。

(2) 安全衛生サービスの利用手続き

ア 安全衛生サービス利用計画の援助申請

登録団体は、対象小規模事業場から提出された利用希望を取りまとめて年間利用枠(中災防が年度初めに1対象小規模事業場当たり10万円程度を上限として、対象小規模場数等を勘案して予算の範囲内で決め各団体に提示した枠)の範囲で安全衛生サービス利用計画を作成し、中小企業安全衛生推進センター支部へ援助申請書に添付して提出します。

中災防は、登録団体からの援助申請を基に安全衛生サービス利用計画を審査し、援助決定します。

イ 対象小規模事業場の安全衛生サービス利用

対象小規模事業場は、援助決定に従って登録団体が発行する安全衛生サービス利用申込書により、中災防またはたんぼぼ計画の名簿に登載された安全衛生サービス機関が実施する安全衛生サービスを利用します。

ウ 安全衛生サービス利用状況報告

登録団体は、安全衛生サービス利用期間終了後に、安全衛生サービスの利用状況報告書を中小企業安全衛生サービスセンター支部に提出します。

3 安全衛生サービス料金の支払い

対象小規模事業場が利用した安全衛生サービスの料金は、サービスを実施

した名簿登載安全衛生サービス機関が中災防に請求し、中災防がその安全衛生サービス名簿登載機関に支払います。

【安全衛生サービス機関名簿登載制度】

たんぼぼ計画では、対象小規模事業場に質の高い安全衛生サービスを提供するため、「安全衛生サービス機関名簿登載制度」を設けています。たんぼぼ計画への参加を希望する安全衛生サービス機関は、所定の申請を行い、審査を受けて中災防のたんぼぼ計画の名簿に「安全衛生サービス機関」として名簿登載されます。

【名簿登載基準】

たんぼぼ計画の名簿に登載できる安全衛生サービス機関は、次の要件を具備している機関です。

- (1) 安全衛生サービスの実施に関し、厚生労働大臣や都道府県労働局長等の登録、指定、認可を受けている。
- (2) 安全衛生サービスを実施するために必要な人員、機器や施設が整っている。
- (3) 安全衛生サービスの実績がある。
- (4) 安全衛生サービスの結果を確実に通知できる。

4 安全衛生関係情報の提供

たんぼぼ計画は、登録団体及び構成事業場を対象に経営者安全衛生講習会を開催するほか、安全衛生図書・資料等の配布を行い、安全衛生活動の促進を図ります。

1 経営者安全衛生講習会

(1) 受講対象者

登録団体の構成事業場（小規模以外の事業場も含む。）の経営者等としていただきますので、各構成事業場は登録期間中に1回以上は参加していただきます。

(2) 開催

47都道府県にある支部で毎年1回以上開催します。

(3) 内容

講習は半日程度で、専門家・行政関係者・経営者等の講師が、最新の安全衛生問題を取り上げます。

2 安全衛生関連情報の提供

たんぼぼ計画では、安全衛生関係図書・資料、ポスター等を定期的に配布して、登録団体及び構成事業場に安全衛生の最新情報を提供します。

支援終了後アフターケア

(対象：3年度の登録団体)

登録後2年間の支援を終了した団体に対し、今後も団体が自主的及び継続的に安全衛生活動を実施するよう、さらに1年間、中期的な安全衛生活動計画の策定のための支援を行うとともに、安全衛生活動の指導、助言及び安全衛生関連情報の提供を行います。

安全衛生ノウハウの提供

登録後2年間の支援期間に引き続き、同一のアドバイザーチームが登録団体及び構成事業場に対し、指導、助言の支援を行います。アフターケア期間においては特に次の事項の指導を重点的に実施します

- 中期的安全衛生活動計画作成のための指導、助言
- その他団体安全衛生活動の推進に関すること

2 団体活動資金の交付

アフターケア団体が中期安全衛生活動計画の策定等の活動を実施するために必要な資金を団体活動資金として交付します。(交付手続き、管理方法等は、登録後2年間の支援期間に準じます。)

アフターケアにおける団体活動資金は、次の運営委員会、構成事業場会議の開催経費及びその活動のための登録団体事務局経費を援助対象とし、1団体あたり30万円程度を上限としています。

- (1) 運営委員会の開催(年4回以上)
- (2) 構成事業場会議の開催(年1回以上)

運営委員会は、アフターケアにおいても、たんぼぼ計画の中心的な役割を担います。

ア 中期安全衛生活動計画の作成

登録団体は、登録後2年間の支援を活かし、登録期間終了後も団体が自主的及び継続的に安全衛生活動を実施するための中期安全衛生活動計画(3～5年程度とします)をアドバイザーチームの指導、助言の下に策定します。

イ 年間安全衛生活動計画の作成

アフターケア期間における年間活動計画を策定します。

ウ 日常安全衛生活動及び団体指導者等養成の企画、運営等

エ 安全衛生活動実態調査

アフターケア終了時に、第3回目の調査を実施します。

オ その他

対象小規模事業場に対するアドバイザーの訪問指導の受入準備

職場改善用機器整備等助成を希望する対象小規模事業場に対する説明会の開催及び助成申請のための推薦書の発行

3 安全衛生関連情報の提供

アフターケア団体及び構成事業場の安全衛生活動を促進するため、経営者安全衛生講習会を開催するとともに、安全衛生図書・資料、ポスター等の配布など最新の安全衛生情報を提供します。